

第二十四回国会
衆議院

文教委員會議録 第十七号

昭和三十一年三月十九日(月曜日)
午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 佐藤觀次郎君

理事赤城 宗徳君 理事加藤 精三君

理事高村 坂彦君 理事坂田 道太君

理事米田 吉盛君 理事辻原 弘市君

理事山崎 始男君

阿左美廣治君 伊東 岩男君

稻葉 修君 小山 長規君

杉浦 武雄君 並木 芳雄君

野依 秀市君 古川 文吉君

町村 金五君 松浦周太郎君

松岡 松平君 山口 好一君

山本 勝市君 河野 正君

山下 哲君 小牧 次生君

高津 正道君 野原 覺君

平田 ヒデ君 山本 幸一君

小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君

出席政府委員

文部政務次官 竹尾 弋君

文部事務官 (初等中等) 緒方 信一君

教育局長

委員外の出席者

文部事務官 (大臣官房) 斎藤 正君

總務課長

専門員 石井 昂君

三月十七日

委員池田勇人君及び八木一郎君辞任につき、その補欠として千葉三郎君及び伊藤郷一君が議長の指名で委員に選任された。

同月十九日

委員伊藤郷一君、北村徳太郎君、久野忠治君、田中久雄君、塚原俊郎君及び山口好一君辞任につき、その補欠として古川文吉君、松岡松平君、小山長規君、山本勝市君、松浦周太郎君及び阿左美廣治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員阿左美廣治君、小山長規君、古川文吉君、松浦周太郎君、松岡松平君及び山本勝市君辞任につき、その補欠として山口好一君、久野忠治君、伊藤郷一君、塚原俊郎君、北村徳太郎君及び田中久雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事鈴木義男君同月十四日委員辞任につき、その補欠として辻原弘市君が理事に当選した。

三月十六日

高山祭及び屋台の調査に関する請願 (坂田道太郎君紹介)(第一三六七号)

史跡準人塚保存費国庫補助に関する請願 (池田清志君紹介)(第一三六八号)

地方教育委員会制度存続に関する請願 (竹谷源太郎君紹介)(第一四〇四号)

同(足鹿覺君紹介)(第一四〇五号)

同(淡谷悠蔵君紹介)(第一四〇六号)

同(安平鹿一君紹介)(第一四〇七号)

同(今澄勇君紹介)(第一四〇八号)

教育委員の公選制確立に関する請願 (堂森芳夫君紹介)(第一四〇九号)

同(細田綱吉君紹介)(第一四一〇号)

同(武藤運十郎君紹介)(第一四一一号)

同(三鍋義三君紹介)(第一四一二号)

同(井堀繁雄君紹介)(第一四一三号)

同(長谷川保君紹介)(第一四一四号)

同外二件(杉山元治郎君紹介)(第一四一五号)

同(杉山元治郎君外一名紹介)(第一四一六号)

同(阿部五郎君紹介)(第一四一七号)

同(横路節雄君紹介)(第一四一八号)

同(岡良一君紹介)(第一四一九号)

同外二件(松原喜之次君紹介)(第一四二〇号)

同外十件(久保田鶴松君紹介)(第一四二二号)

同(五島虎雄君紹介)(第一四二二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一一〇六号)

○佐藤委員長 これより會議を開きます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を一括議題とし審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。山崎始男君。

○山崎(始)委員 十三日の本會議におきまして私が文部大臣にお尋ねいたしました事柄に対し、文部大臣から御答弁がなかつたので、まずこの法律案に対する本格的審議に入ります。冒頭におきまして、本會議での関連事項としてごく簡単に一、二点お尋ねしたいと存じます。

その第一点は、御承知のように、この法律案が提出をされてから全国の教育委員会が非常な騒ぎをやつておることは申し上げるまでもございませう。いわゆる憂うべき教育行政として、もしこの法案通過の時は、彼らは一斉総辞職をも辞せまいという気がまを示しておることは、御承知の通りだと思ひますが、万が一この一斉総辞職というふうな事態が起りましたならば、これはまた申し上げるまでもなく、日本の教育行政が一大混乱を起すことは火を見るより明らかでございませう。この点に対して私本會議で御尋ねをしたのであります。文部大臣から御答弁がございませう。速記録を見てみましても全然載つておりません。もしそういう事態が起つたときに、こ

れは文部大臣の責任であるということもこれまた論を待ちませうので、その責任の歸趨を明確にする意味におきまして、この際まず最初にこの一点を一つ明確に御答弁願ひたいと思ひのであります。

○清瀬國務大臣 全国の教育委員の方々が教育に熱心のあまりいろいろと御研究になつておることは承知いたしておりますけれども、これらの人が同盟して一斉に辞職なさるなどとは私は考へておりません。教育を愛護する者はさうなことは走るまいと考へておるのでございませう。

○山崎(始)委員 私たちもさうありたいと実は願ひます。その気持は文部大臣もわれわれも同一でございませう。が、御承知のごとく、神奈川県は、過日の新聞紙上を見ますと、もうすでに総辞職をやつておる。また聞くと、これによりましますと、地方教育委員会の中にも、長野県でありましたか、出ておる。なおかつその傾向が全国的に広がらんとしておるこの趨勢というのは、あなたの方の情報網にも私ははつきりとおつておると思ひのであります。ただいまのあなたの御答弁は、さういふことがないことを望むというところの御答弁でございませうが、私が御尋ねいたしましたことは、先ほど申しますごとく、さういふ事態が起つたときの文部大臣の責任のとり方の御決意を私は聞いておるのであります。どうぞその点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

を拒否されている、こう解釈してけっこうでありますか。

○清瀬國務大臣　先刻以来誠意を尽して答弁いたしているのです。私は良識のある教育委員の方々が、全部とは言わないまでも、あなたのおっしゃる非常に大量に相照約してやめてしまふ、教育に関する任務を放棄する、そんなこと

はなさらぬとかたく信じておりますから、ないことについての私の答えはできません。あると疑ったならばそれは考えてみなければならぬ、そんなことはないのです。ありません。見てごらん下さい。

○山崎(始)委員 そういふ御答弁をされると、私はもう一べん言わなければならぬ。私は現在ある趨勢にあるからお聞きしているのではありませんから、私から言わせれば、起つたらばどうされるかを聞いています。

○清瀬國務大臣 いやしくも答へれば責任ある答へをしなくてはならぬ。そういうケースはないと心から信じているのでありますから、もし答へれば作つた答へになる。仮定の答へです。それはそのときの情勢によつてやらなければならぬ。一番初め全部とおつしやつたけれども、一部分ということでありまして、しからばどれだけということでは非常に違いますね。百人やられる場合と二百人やられる場合とは、非常に違ふのです。ですから、そういうまだ起つておらぬことを、しかして私が起らぬと信じていることについて答へを求めらるゝものではない、それはあなた御無理というものです。

○山崎(始)委員 それではすでに起つておる神奈川とか長野とか——局部的ではあります、現在すでに起つておる。これに対してどういふふうにお考えですか。

○清瀬國務大臣 それは辞表を出されたと私は聞いておりません。神奈川のことは新聞で見たのであります。が、日付を入れないで辞表を委員長にお預けした、こういう記事が載つておりました。それも新聞ですから、真否は知りません。

○山崎(始)委員 それではこの問題はこれで保留いたしておきますが、次に一点だけお尋ねいたしておきます。この配付された法律案の五十二條——文部大臣または都道府県委員会の措置要求に関する第五十二條「文部大臣は、地方自治法第二百四十六條の二の規定にかかわらず、地方公共団体の長又は教育委員会の教育に関する事務の管理」云々というのであります。これは本会議でもちよつと触れたのですが、私自身も非常に素見をいたして恐縮であります。これは文部大臣の方で何かお考え違ひをなさつておられるんじゃないか。何ぼ考えても私にはわからない。なぜかといふと、地方自治法の第二百四十六條の二という規定はないのであります。これは文部大臣に一応お教えを願ひたい。

○清瀬國務大臣 それは政府がこの法律と相並んで提案いたしました地方自治法の一部を改正する法律案のうち、二百四十六條の二というものがあつて、これに内閣総理大臣の措置要求のことが規定してあるのであります。その総理大臣名義の措置要求のほかに、文部大臣もこういうことができるという規定を規定したのでござい

○山崎(始)委員 これは地方自治法の百四十六條の二と違ひますか。

○清瀬國務大臣 これはやはりこの通り改正するべきことを同時に提出しておるものですから、それと一致したため、二百四十六條の二でござい

○山崎(始)委員 まさしく私の勉強の「勉強が足らぬぞ」と呼ぶ者あり」

○山崎(始)委員 足らない点かも知れないのですが、これは国の機関としての長に対する職務の執行命令に違反または違反に対する裁判なんかの手續の問題と違ひますか。それを規定しておるのじゃないのですか。

○清瀬國務大臣 ちよつとわかりかねますが、やはりここにあります通りです。地方公共団体の長とかあるいは委員会のやることで、いかに地方分権あるいは自治と申ししても、教育本来の目的、教育基本法の一に書いてあるような本来の目的に反し、または違法なことがあつた時には、それは直せといふことを言うてやつて、日本の教育の筋道を立てよう、こういうこととあります。これは必要な規定であります。

○山崎(始)委員 それは私いいのです。ただこれは事務的に、本会議のあとで十分これを讀んでみても、ちよつと二百四十六條の二の規定といふものがわからなかつたもので、お尋ねしたので、いろいろ関係法規をくつてみると、百四十六條には二という規定が旧法にはある。それがちよつと五十二條のこの職務執行命令に関する規定にやがらなつておりましたので、私はこれは百四十六條のお間違いじゃないか、かように思つたわけであり

○清瀬國務大臣 旧法、新法の関係について、局長からさらに詳しく説明させます。

○緒方政府委員 ただいま大臣からお答へがございましたように、現在提出されております地方自治法の一部を改正する法律案におきまして、二百四十六條の二という新しい規定ができておるわけでございます。内容は、これも大臣が今お述べになりましたが、内閣総

理大臣は、普通地方公共団体の事務の処理、またはその長の事務の管理及び執行が法令の規定に違反していると認めるとき、その他事務の執行が適正を欠き、かつ明らかに公益を害している、こういうふうな場合を加へまして、その場合に、総理大臣が違反の是正または改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。そのほかこの条文も四項ございすけれども、こゝろから文が一つ加つて改正案ができておるわけでございます。この規定と合せるために、条文通り二百四十六條の二という規定を引用したわけでございます。

○山崎(始)委員 そつといたしますと、これはこの関係法律の整理に関する法律の中に載つておりましたか。

○緒方政府委員 自治法の改正法律が、ただいま御審議願つておりますこの法律よりも先に効力を発生することになりますので、それを見越しまして、ここには改正になつた自治法の改正法律案の条文を引いておるわけでございます。これで歩調が合うわけであり

○山崎(始)委員 いやいや、私が聞いておりますのは、この関係法律の整理に関する法律案といふのを配付されていらつしやる、この中に載つておりますかと、こゝろ聞いています。

○緒方政府委員 整理法の方は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、それと抵触する部分等につきまして整理をした法律でございす。今お話になつております地方自治法の改正法律はその関係がございせんので、整理法に入れる必要はないわけでございます。

○佐藤委員長 高村坂彦君。

○高村委員 文部大臣に若干の点についてお尋ねをいたしたいと存じます。私は第二十二国会におきまして、教育の基本方針についてお尋ねをいたしたのでございす。そのことは相当多岐にわたつて御質問申し上げたのであります。その根本は、今日の日本の教育制度といふものが占領下の初期に行われたものである、従つて非常に日本の伝統といふようなものも無視されておるし、また外国の制度を取り入れるにいたしまして、アメリカの制度を特に取り入れられておる。また占領政治の本質からいたしまして、やはり占領といふものが日本に対する戦争目的を達成する手段であつて、戦果の拡大確保が目的である関係からいたしまして、その初期の、そういう目的のために行われる占領政治のもとにおいて、真の日本の再建のための教育制度が確立されるはずはないわけでございますから、従つてこゝろに教育制度については、全面的に一つ再検討される意思があるかどうかということをお尋ねいたしたのでございす。これに對して、当然それは再検討すべきであるという御答弁がございました。今回政府におかれましては、臨時教育制度審議会といふものを内閣に設けられて、それによつて日本のこれまでの占領下の教育制度を全面的に根本的に再検討されることに相なつておるやうに伺つておりますが、この臨時教育制度審議会の設置を待たないで、この教育委員会制度を含む地方教育行政の組織運営に関する法律案をお出しになり

ましたお考えを一つ伺つてみたいと思つております。

○清瀬国務大臣 日本の教育委員会の根本は、現在在選挙でやっておりますが、その選挙が本年の十月には一斉に行われますから、もし選挙制度をやらないでいこうという根本に立つての改革であつたら、選挙前にやりませんと、十分な目的を達しないのではない、こう考えております。

○高村委員 そういたしますと、臨時教育制度審議会ができました、その審議会が進捗過程におきましては、教育委員会制度はすでに確定したものとしまして、それには触れない、こういうふうなお考えでございましょうか。

○清瀬国務大臣 今度できます臨時教育制度審議会は、教育行政全般について御審議を願うという一節があるものであります。日本の道徳のこと、教育行政、それから大学のこと、教育行政をもつと広い範囲で御審議なさる際に、やはり今こしらえたものについても論議されるということは、むしろあり得ることです。そうしてそれがそのときに国のために最善のことであつたら、改むるにやぶさかではない、こういうふうに考えております。

○高村委員 その点は承いたしました、今度のこの法案につきまして、実は重大な点について、私は一般にも誤解があり、われわれもこの点は明確にいたしておきたいと考えておる点がございまして、お伺いしたいのであります。その一つは、政治的中立を今度の教育委員会制度はむしろそこなうのではない、か、こういう意見があるものであります。私も必ずしもそう思わないのであります、御提案の理由を承わつてみますと、その中で、むしろ教育的中立を確保するために

も、この法案が必要だというお言葉があるものであります、これはどういう理由で政治的中立を確保する上において、この法案が役立つというふうに見ておられますか、その点を一つ明らかにしたいと思つて存じます。

○清瀬国務大臣 わが国の政治の情勢は、大体二大政党に進んでおりますが、これが確立して、村々までも政党主義で浸潤徹底するということになる、直接選挙一本でやりますと、場合によれば一つの党派が全部の教育委員を占めることがあり得るのであります。全部占めないでも、それが半数以上を占めることがあり得るのであります。こういうことを考えますと、教育の中立性は危なくなつてくる。それゆゑにこの案では、やはり民主主義を守るために、直接選挙で選ばれた市町村長が直接選挙で選ばれた議会の同意を得てやるということ、民主主義を貫きつつ、一党派が多数を占めないように、五人の委員の場合ならば、二人だけは同党派でよろしいが、三人以上はそういうことはいけないのだ、三人の場合には二人はいけないのだといったようなことにいたしました、一党派が独占なりあるいは絶対多数を持たないような仕組みの方がいいだろう、選挙制度をとる以上はそれはできません、一方において民主主義を貫きつつ、中立を害さないようにする工夫をする、この方がいいだろう、かように考えておるのであります。

○高村委員 そういたしますと、政治的中立を確保する上におきまして、従来の公選制を採用するよりも、任命制を採用する方が妥当なんだ、さらにまた国家公安委員会のように同党派から多数が出ることを法律の上で制限をしていく、こういうことによつて政治的中立を保ち得る、こういう御所見のように伺つたのであります、一体政治的中立といふことはどういふことなんでございましょうか。実は明治時代におきましては、日本の教育というものは、御承知のように政党が政治のもつとにおいて深く関与しない、むしろ勅令等、枢密院等がその制定に當つて御批准に依つておつたようでございます。そこで政友、民政といったような政党の考えによつて、教育制度あるいは教育内容というふうなものに決定されることを排除するような態度に出ておつたように私は思うのであります。戦後において日本の教育の中立といふことが言われておりますけれども、これは一体どういふことにあることが中立であるかといふことが、若干の疑問があるわけでありまして、私は世界の教育制度なんかを大ざっぱに見ますと、大体三つあるような気がするものであります。一つは、中共とかあるいはソ連のような一党独裁と申します、マルクス・レーニン主義で教育を貫いておるといふ国もございまして、また主として欧州大陸の国のような制度のもつとでは、大体教育といふものは国が責任を持つけれども、時の政治勢力がそれを壟断することがない、あるいは相當の権限を地方に委譲してやらしておるといふ考え方もあり、アメリカのごとく、むしろ教育の権限は州が持つておつて、連邦としては教育の権限は持つておらない、その州がその権限を下の方に委譲しておる、こういうふうなやつになつておるような気がいたしますのであります。私は教

育制度を考えます場合には、やはりその十分の諸外国の諸制度といつたようなものを十分に参考にし、さらに日本の伝統なり日本の国民性なり、あるいは日本の国情といつたようなものを十分に考へて、いわゆる縦と横との日本の伝統と申しますか、沿革と申しますか、そういった日本の立場と外国の制度を参照する、こういった縦横織りな一つの制度といふものが、ほんとうに日本の教育制度としては妥当ではないかと思つておられます。そういう点にかんがみまして、日本の教育の政治的中立といふことは、一体根本的にどう考へたいのか。主義としては共産主義あり、社会民主主義あり、自由民主主義がございまして、さらにそのほかにファッショ的な思想もあるかもしれない、そういうふうなものの主義もいかにぬけるのか、あるいはそういったものから離れたものが中立といふのか、あるいはどれかの考え方、あるいはどの二つくらいならいいのだといふふうな具体的な考え方もある、一体なし得るのかどうか、その点御所見を伺つてみたいと思つておられます。

○清瀬国務大臣 明治時代の教育は、初期においては政治教育自身をむしろ避けておつたように思ひます。末期、大正時代に至つて、政治のことでも教へ、それから選挙のことも教えた課を挿入しておりました。太郎さんと道夫さんの話なども載つております。戦後の教育では公民教育として政治上の知識を養ひ、判断力をつけることはいいのであります。それゆゑに各種の政治上の主張を均等に教へることはいいと思ひます。ただ特定の政党、国内に結成された特定の政党を支持するといふ下

心で教へるということは非常な弊害を生ずるだろう、今の教育基本法第八條第二項にその意味のことが書いてあります。この基本法をたゞ再検討するにしても、この主張はやっぱりいいことだと思ひます。それゆゑに特定政党支持の目的をもつてやるということがいけないのであります。そこで二つ主義があれば一方だけを教へて、一方を隠すということがあつたら自然と自由主義も社会主義も教へるということならば差しつかえない、こう思つております。

○高村委員 そういたしますと、政治的中立といふのは、一つの政党に偏するような下心を持つてやることはいかぬのだ、自由主義も教へ、社会民主主義も教へ、共産主義のどういふものであるかといふことも教へ、ファッショがどういふものであるかを教へても、それに片寄つた下心を持つて教へなければよろしい、こういうふうに解釈してよろしいと思ひます。

○清瀬国務大臣 大体それでいいと思ひます。だけれども、ためにといふと人の心の中でありまして、結果においてそうならば、やはりためにしたものと解さなければならぬ場合はあるものであります。

○高村委員 若干私見にわたりますが、私ははいやくも国家が教育をなすに当りましては、たださういふ一つの主義主張といふものを知識として批判的に教へるというだけではない、やはり一つの国はといふものがあつて、その国に基いて國民を教育するといふことが当然ではないかと思つておられます。極端な例は、共産主義国家のごとく、共産主義を最善のものとし

て、その教育の中立を確保する上において、この法案が役立つというふうに見ておられますか、その点を一つ明らかにしたいと思つて存じます。

○清瀬国務大臣 わが国の政治の情勢は、大体二大政党に進んでおりますが、これが確立して、村々までも政党主義で浸潤徹底するということになる、直接選挙一本でやりますと、場合によれば一つの党派が全部の教育委員を占めることがあり得るのであります。全部占めないでも、それが半数以上を占めることがあり得るのであります。こういうことを考えますと、教育の中立性は危なくなつてくる。それゆゑにこの案では、やはり民主主義を守るために、直接選挙で選ばれた市町村長が直接選挙で選ばれた議会の同意を得てやるということ、民主主義を貫きつつ、一党派が多数を占めないように、五人の委員の場合ならば、二人だけは同党派でよろしいが、三人以上はそういうことはいけないのだ、三人の場合には二人はいけないのだといったようなことにいたしました、一党派が独占なりあるいは絶対多数を持たないような仕組みの方がいいだろう、選挙制度をとる以上はそれはできません、一方において民主主義を貫きつつ、中立を害さないようにする工夫をする、この方がいいだろう、かように考えておるのであります。

○高村委員 そういたしますと、政治的中立を確保する上におきまして、従来の公選制を採用するよりも、任命制を採用する方が妥当なんだ、さらにまた国家公安委員会のように同党派から多数が出ることを法律の上で制限をしていく、こういうことによつて政治的中立を保ち得る、こういう御所見のように伺つたのであります、一体政治的中立といふことはどういふことなんでございましょうか。実は明治時代におきましては、日本の教育というものは、御承知のように政党が政治のもつとにおいて深く関与しない、むしろ勅令等、枢密院等がその制定に當つて御批准に依つておつたようでございます。そこで政友、民政といったような政党の考えによつて、教育制度あるいは教育内容というふうなものに決定されることを排除するような態度に出ておつたように私は思うのであります。戦後において日本の教育の中立といふことが言われておりますけれども、これは一体どういふことにあることが中立であるかといふことが、若干の疑問があるわけでありまして、私は世界の教育制度なんかを大ざっぱに見ますと、大体三つあるような気がするものであります。一つは、中共とかあるいはソ連のような一党独裁と申します、マルクス・レーニン主義で教育を貫いておるといふ国もございまして、また主として欧州大陸の国のような制度のもつとでは、大体教育といふものは国が責任を持つけれども、時の政治勢力がそれを壟断することがない、あるいは相當の権限を地方に委譲してやらしておるといふ考え方もあり、アメリカのごとく、むしろ教育の権限は州が持つておつて、連邦としては教育の権限は持つておらない、その州がその権限を下の方に委譲しておる、こういうふうなやつになつておるような気がいたしますのであります。私は教

育制度を考えます場合には、やはりその十分の諸外国の諸制度といつたようなものを十分に参考にし、さらに日本の伝統なり日本の国民性なり、あるいは日本の国情といつたようなものを十分に考へて、いわゆる縦と横との日本の伝統と申しますか、沿革と申しますか、そういった日本の立場と外国の制度を参照する、こういった縦横織りな一つの制度といふものが、ほんとうに日本の教育制度としては妥当ではないかと思つておられます。そういう点にかんがみまして、日本の教育の政治的中立といふことは、一体根本的にどう考へたいのか。主義としては共産主義あり、社会民主主義あり、自由民主主義がございまして、さらにそのほかにファッショ的な思想もあるかもしれない、そういうふうなものの主義もいかにぬけるのか、あるいはそういったものから離れたものが中立といふのか、あるいはどれかの考え方、あるいはどの二つくらいならいいのだといふふうな具体的な考え方もある、一体なし得るのかどうか、その点御所見を伺つてみたいと思つておられます。

○清瀬国務大臣 明治時代の教育は、初期においては政治教育自身をむしろ避けておつたように思ひます。末期、大正時代に至つて、政治のことでも教へ、それから選挙のことも教えた課を挿入しておりました。太郎さんと道夫さんの話なども載つております。戦後の教育では公民教育として政治上の知識を養ひ、判断力をつけることはいいのであります。それゆゑに各種の政治上の主張を均等に教へることはいいと思ひます。ただ特定の政党、国内に結成された特定の政党を支持するといふ下

心で教へるということは非常な弊害を生ずるだろう、今の教育基本法第八條第二項にその意味のことが書いてあります。この基本法をたゞ再検討するにしても、この主張はやっぱりいいことだと思ひます。それゆゑに特定政党支持の目的をもつてやるということがいけないのであります。そこで二つ主義があれば一方だけを教へて、一方を隠すということがあつたら自然と自由主義も社会主義も教へるということならば差しつかえない、こう思つております。

○高村委員 そういたしますと、政治的中立といふのは、一つの政党に偏するような下心を持つてやることはいかぬのだ、自由主義も教へ、社会民主主義も教へ、共産主義のどういふものであるかといふことも教へ、ファッショがどういふものであるかを教へても、それに片寄つた下心を持つて教へなければよろしい、こういうふうに解釈してよろしいと思ひます。

○清瀬国務大臣 大体それでいいと思ひます。だけれども、ためにといふと人の心の中でありまして、結果においてそうならば、やはりためにしたものと解さなければならぬ場合はあるものであります。

○高村委員 若干私見にわたりますが、私ははいやくも国家が教育をなすに当りましては、たださういふ一つの主義主張といふものを知識として批判的に教へるというだけではない、やはり一つの国はといふものがあつて、その国に基いて國民を教育するといふことが当然ではないかと思つておられます。極端な例は、共産主義国家のごとく、共産主義を最善のものとし

て、終始一貫してそれを教えているというのがございしますが、これはわれわれはとうてい賛成することができないものであります。おのずから幅はございすけれども、共産主義というものは、今日の日本の民主主義、議会政治を認めている上においてこれはとるべき主義ではないのだというのを教え、またはファシズム的な独裁政治の政治思想に対しては、これは間違っているんだということを教えることは、これは日本の政治の上におきまして、必ずしも私は政治的中立を侵すものではないというふうに思うのでございしますが、その点はどうかでございします。

○清瀬國務大臣 その点のあり方は、子供に頭からどの主義が悪い、いいというのを教えるのじゃなくして、各主義を平等に解説してやって、おのずから正當に判断し得るようにならねばならぬ。初めからドクトリンをこしらえてしまつて、これだといつてやりますと、真にわが国を持つて立つ自由主義、——そう言う私の方の政党の名前みたいにならねばならぬ、やはり日本の国家は思想の自由、言論の自由、信仰の自由といふことをもつていておられますから、やはり自由主義国家といわなければなりません。それで政治上の主張など、これがいいのだといつて前提して押しつけるというのとはいけません、教えてしまふということじゃ自由主義国家の政府のする教育ではなからうと思ひます。ただ法律に定めた学校がそんなんで、法律に定めな、すなわち別のそういう学校を作られることはそれはいいのです。

近い例をもつて言えば、わが党が政治学校といふものを作つて教える、社会党さんがまた社会党の政治学校といふものを作つて教えるといつたようなことは、これはかまわぬことであらうけれども、法律で定めた学校では、初めから政治の主義をきめてかかつて、これですといつて教えることは日本の憲法の根本精神に反しはせぬか、かように考えます。

○高村委員 ただいまの御答弁には、私はどうもわからない点があるのであります。と申しますのは、今大臣のお話にもございしましたように、われわれは自由といふものが一つの国の大きな基本の問題と相なつておるわけであり、その自由を奪わんとする考え方に對して、——これは一つの國本であると言つても間違ひなからうと思ふ。

○清瀬國務大臣 それは初めにお答えしたことに含んでおるのであります。すなわち政治的中立といふのは特定の政党を支持するためのものがいけないという事で、わが国において自由主義を説くことはむろんいいことであります。それから共産理論の間違ひなることを教えることは、むろんこれはいいことであります。しかし私も言葉が悪かつたと思ひますが、政治的中立といふのは、特定の政党の支持のためにするのではないのですから、日本にも共産党といふ党派があるので、ですから初めから日本共産党はいけないと、こゝういふふうに言うことが差しつかえるといふことなんです。しかしながらその主義主張について説明をしてやり、その矛盾を指摘するといふことは、教育の一つとしてはむろん差しつかえないものであります。さつき私の説明も少し足りませんでしたけれど……。

○高村委員 ちよつと質問の方向を変えてみたいと思ひます。政治的中立を確保するために任命制の方がよいといふことは私もその通りであります。が、これはこの法案の審議の上におきまして、私は今日のいろいろな新聞論調等を見ても、非常に議論をされる所々と思ひますので、もう少し突っ込んでお伺ひしてみたいと思ひます。どういふわけで任命制の方が公選よりも中立を保ち得るといふのかといふことについて、私は私なりに考へてみますと、実は昭和二十六年に文部省に、文部大臣の諮問機関として設けられました教育委員会制度協議会といふものがございしました。たしか二十六年の二月にできたかと思ひますが、約一カ年ばかり審議を進めてその報告がなされておるやうであります。が、それによりますと、やはり公選がいいか任命がいいかといふことがいふん論議されておる。その結果、結局この点はどちらがいいかという結論が出ておらないのであります。そして公選制がよろしいという長所としては、民

意の反映が直接になし得るからいいと、あるいは公選委員は力がある、あるいはこれは制度の建前の上から原則である、あるいは任命制は政党内閣について中立性に反するといふような説も出ております。ところがこれに反して、その短所としては、任命制を主張する人の主張は、かえつて公選制の方が政党内閣につきやすい、任命制にする方が不偏不党の人が得られるのだ、また公選された者が選ぶのであるから、決して民意の尊重に欠けるところはないのだ、これは大臣もそういう御説明がございしましたが、そう言つております。また、公選には実力のある政党をバックとしなければ出られない、あるいは大きな組織の力がなければ出られない、従つてそういうことは政治的な中立を保つゆゑんでないのだ、また選挙が政争の具に使われて、かえつて教育のごとき中立性を守らなければならぬものが害される結果になる、金もかかる、かえつてよい人が選ばれない結果になる、そこで任命制の方がいいんだといふふうな、いろいろな意見がございまして、結局採決の結果は公選制を主張する者が六名で任命制を主張する者が七名、その他の人は他の意見を言つて、結局過半数を得られなくて、結論を得られないままで答申がなされておるのでございしますが、今回公選制をやめられて任命制をとられたといふのは、その後日本の教育委員会の運営の事情を見られまして、どういふ点が根拠になつて今回の任命制といふことに相なつたのか、その点を明らかにしていただきたいと存するのであります。

○清瀬國務大臣 さきに答へたいしましたように、委員が一党に傾かぬやうにといふことを考えたのに尽きるものであります。参考いろいろ考えたことを申し上げますれば、あなたの今おっしゃつた六と七との対立もありましたが、また占領中でありましたが、リッジウエーのときに、占領中の法規を改正してもいいといふことを言い出しまして、法令審議会といふものができました。この法令審議会では、やはり委員会は任命制にしろといふ答申をいたしておりました。

今私もあなたも同様におる党派は、各府県の連合会までしか十分できておりませんけれども、行く行くは町村にまで支部を作るのでございします。社会党の方は現によほど進んでおられますが、数年たつたしてやはり各市町村にもおのおの支部ができていと思ひます。そうすると、有力者は多数両党に属する、そのときに選挙をやるという、やはり選挙のことでありまして、勝たなければならぬので、両派がしのぎを削るということになる、ある村では私の方が全勝することもある、他の村では社会党が全勝することもある、そうすると、教育に關して、社会委員の全勝の村と、こちらの方の全勝する村とあるやうなことが起りましたら、二大政党は非常にいいことでありますけれども、この分野ではまた非難を受けるやうな事態も起つてこないとも限らない。やはりそれよりもよく熟慮の上で、各市町村の議會在、品性が高潔で、教育、文化に對して識見を持つておる——抽象的の法律でありまして、それよりも、そういう基準で選べといふよりも、さきにも基準を作りまして、一党に偏せぬやうに中立性を保つた委員会を持つ方が国のためにまじめなやり方

で、このごろは選挙ばやり、民主主義ばやりで、選挙すればいいんだと一がい新聞などはおっしゃいますけれども、もう一ぺん手をこまねいてよく考えよう、この方が私はいいと心から信じておるのであります。

○高村委員 任命制をとられたゆえんのことばかりでしたが、私ども教育委員会に属しております関係もございまして、この問題が表に出ましてから、賛否両論がいろいろな点でわれわれにも実は訴えられてきておるのであります。その中で、賛成の人もあり、反対の人もございしますが、反対の人の中に、今回の教育委員会制度の改正に当って、中央集権を目ざしておるんだ、こういうことで反対しておる人があるものであります。私はそのことはわかりませんけれども、この点もやはり明らかにしておく必要があると思ひますので、私の所信を申し上げて、大臣の御所見を伺つてみたいと存じます。

日本の教育委員会制度というものができました沿革から申しまして、必ずしもすっきりしたものではありませんが、これは御承知の通りでありまして、経過から申しますと、この前の御説明にもございまして、初めには昭和二十三年の十一月にこの法律が施行になつて、その際は都道府県と五大市及び若干の市町村にございまして、その後また二十三年に十五の教育委員会ができて、計百十というもので昭和二十七年の十一月に全面実施になるまで来ておるわけですが、この二十七年の全面実施はまた議席を持っておりますんでしたけれども、野党の立場にあつて、市町村教育委員会の実施には反対で、社会

党の諸君も御反対であつたようでございします。しかしながらあのときのいわゆる抜き打ち解散によりまして、遂にこれが全面実施されることに相なつてきたのでありまして、今日中央集権化ということが観念的に言われて、地方分権ということが日本の教育の一つの柱になつていくように主張しておる人がございしますけれども、これはどうも私には納得がいかなないのであります。と申しますのは、やはり教育の民主化に申しますのは、民主主義の進展のためと申しますか、民主主義の進展のためと申すことをやらなければならぬというところが大きな柱であつたと思ひますが、地方分権によつて果して民主主義が健全に発達するかどうかというところにも大きな問題があると思ひます。この点は、中央集権で民主主義がほんとうに進む場合もあると思ひます。たとえば占領下におきましては、もう占領政治でございしますから、実質的には極端な中央集権である。形の上においては、なるほど非常な地方分権的な形を持つておりましたけれども、日本政府の上に強力な専制的な独裁的な占領軍司令官というものがおりまして、これが末端まで指導するやうな状況でございしますから、私はこのくらの中央集権はないと思ひます。そういうふうな制度のもとにおいて、日本の民主主義というものは非常に進展をいたして参つておると思ひます。ところがその後独立いたしましたから、そういう中央集権的な筋金といひますか、そういうものがなくなりましてからはどうなつたかといふと、私はかえつて逆転している点もあるように考えます。地方で教育の点を見ても、一面においては非常に行き過

ぎた、偏した教育を行つたところも出てきておると言われておる。これは左といふ右といふ、そういうことが現われておると思ひます。教育委員の中には政治的な中立性を疑はれるやうな人も出ておるところがないで、はなかりと思ひます。非常に地方では、あるところでは左に片寄り過ぎ、あるところでは右に片寄り過ぎておる、こういうことが言われると思ひます。であります。ところが中央の政府はどうなつておるかといふと、昔の日本の中央政府といふものは、天皇が親任された者で政府ができておりましたから、従つてその当時の中央政府の性格といふものと、今日全国民が選んだその政党によつて選ばれておる中央政府の本質といふものは、非常に性格が私に違つておると思ひます。いわゆるほんとうの民主主義政府といふものが、中央にできるといふわけはならぬ、中央の政府が若干の地方の教育等に対して行き過ぎ等を右といふ左といふ、是正するといふことは、むしろ当然な事なればならぬところにておると思ひますが、これらについてどうも中央が少しも地方に關係すると思ひますか、権力を伸ばして参りますと、それは中央集権であつて民主主義に反するのだと言ひますが、私はこの地方分権といふのはやはり民主主義の手段であつて、もしも地方分権そのものが民主主義の健全なる発達に害があるやうな問題につきましては、中央がむしろそれをためていくことが、民主主義を健全に伸ばしていくゆゑんだと考えるのであります。これらの点につきまして大臣の御所見を明らかにしていただきたいと存するのであります。

○清瀬國務大臣 今高村さんのおつしやつたと同様に考えております。抽象的に言へば、地方分権といい、また中央集権といい、政治上の主義はやはり限界があるのです。中央集権にも限界があります。地方分権にも限界があるので、どちらか一方をとつたらもうそれでいいのだといふことなら政治は非常に容易なことですが、その限界の発見がむずかしいのです。一番地方分権の徹底したのは徳川幕府の各藩の制度でしよう。あれを倒して今度は明治政府は中央集権をやつた。これも非常に徹底しておつた。それで明治二十三年に至つて地方分権で市町村に権限を与へた。それからあなたが申したやつ、今度は戦争に負けた間は中央集権の進駐軍政治になつて、それから今度は独立してわれわれはこへいこるか、こういう幾多の経験を持つておりますが、教育については現在の教育委員会制度、それから市町村制、これは少しやほり行き過ぎた点もありはせぬか。民主主義、議會主義の政府を立てておきながら、文部大臣は教育内容についてはおかつとも発言権がないといふたやうなことはおかしいことなんです。教科書は文部大臣が検定して行きます。それを用いて全国何万の学校で教育をやつておられますが、それについてはどうもちつとも発言権がないやうにするのが地方分権だといふのが行き過ぎでありますから、それを少しやわらげるために今回の手段をとつてゐるのであります。今回とつてゐる手段は二つです。一つは県の教育長の任命について一つはあらかじめ言うてきてくれ、大抵の場合同意を与えるから、それから町村のやつは県の委員会

で同意を与える、この措置をとつたことと、先刻山崎さんからお尋ねの五十二条の措置を行つ、この二つの案をちよつと入れてみた、この程度でうまく運用できるのではないか、かやうに考えております。それは甘過ぎる砂糖ばかりでは料理になりませんから、ちよつと塩を入れなければなりません。そこが政治のむずかしい点であります。私どもは千慮万考の上このぐらゐがいい、こゝろ思つてゐるのであります。

○佐藤委員長 河野正君。

○河野(正)委員 大臣は御承知のように、本法の提案理由の説明の中で、あたかも現行教育委員会制度を改正するといふやうな説明を加へられておるわけでございますが、實際に見て参りますと、私どもの想像に反しまして、むしろ現行法の改正といふやうなことでなくて、表題も示しておりますやうに、全く文字通り地方教育行政の組織及び運営に關する法律という表題に使われまして、そこら法律案でございします。そこで私どもお尋ね申し上げたいことは、これは大きな質問でございします。お尋ね申し上げたいことは、實質から申し上げますと、ただいま申し上げましたやうに現行教育委員会法を改正したといふよりも、むしろ根本的に現行法を廃止して、そゝして新しい教育行政制度を作つた、かやうに説明いたした方がむしろ妥当ではなからうかといふやうに理解するわけでございします。そこで一応提案説明の中では現行法を改正するといふことでございします。これは文字通り別な法律案であるといふやうに私ども理解いたします。そこでこのやうに根本的に現行法を改

正して、そうして別な法律を作られま
した、大きい質問でございますけれど
も、まずその根本的な理由、それを大
臣から御説明を承りたいと思いま
す。

○清瀬國務大臣 それは非常にむずか
しいお問いですが、やはり私は教育委
員会制度を維持して、改良しておるも
のと見ておるのです。学校というもの
があつて、これは金を出すのは——小
学校のことを言いますよ。町村です。
それから建物も土地も町村の營造物な
のです。しかし町村議會、町村長が学
校の世話をしてないで、別に合議制の執
行機關である委員会を設けて、これで
教員の服務なり教育の行き方をにら
んでいこう、こういうのが教育委員会
でありますから、この委員会制度は同じ
ことなんです。この委員会は、外国で
も選挙による委員会を持つておる州、
村もありますし、任命の委員会を
持つておる州、村もあるのでありま
す。なるほど任命と直接選挙とは相当
大きな開きでありますけれども、委員
会たることには相違ないのです。しか
もその任命たるや、昔のような官僚的
の任命じゃなくして、直接選挙による
村長が直接選挙による議會の同意を得
ての任命でありますから、やはり民意
はくんでおるので、教育委員会の改正
だということ、同じことであると私は
思つております。

もう一つ要約するといつて四つになる
のです。長くなつていけません、一
つは調和ということ、すなわち一般行
政との間の調和、委員会と町村長の系
統とがきしめ合はぬように、その調和
が一つ。もう一つは中立ということ
であります。選挙の結果一つの党派が
勝つてしまつて困つたようなことがで
きぬように中立、今高村さんにお答え
したのであります。もう一つは
安定であります。任期をかえて、ちよ
うど參議院の議員諸君と同じように、
初め任期をかえますから、ずっと続い
ていきます。安定であります。それか
らもう一つはこれも高村君のお問いに
答えましたが、教育は地方分権とはい
いながら国民全体のためにせよとい
ますから、そこで日本全国の国民の教
育が一つの連携するように、今言つた
五十二条なり、あるいは教育委員長の
任命の承諾なり、日本全国の教育を一
つの、たとえていへばマリモのまりの
玉のようなふうに一つ連携してい
こう、この四つのことが大体おもな理由
でございます。

○河野(正)委員 大臣はただいま、こ
れはどこまでも現行法の改正だとい
ふうな前提でいろいろ具体的な事実を
説明されたわけでございますが、私も
そういう問題を申し上げておるの
ではなくて、法律的な問題を申し上げ
ておるわけでございます。御承知のよう
に少くとも現行法第一条には教育委員
会の使命といふものが明示されてお
ります。ところが今般提案されました改
正法案では教育行政の組織及び運営に
関する基本を定めることを目的とする
といふことだけでございまして、その
教育委員会の使命といふようなものは
全く明らかにされておらないのでござ
います。その使命たるや全く不明確な
ものがございます。私もそれはさうい
つた立場から考へてみまして、法律的
の立場から考へてみまして、むしろこ
の法律案といふものは改正を加へたと
いふようなことではなくて、根本的に別
の法律を作つたのだといふふうな解釈
を行つておるわけでございます。そ
で、いろいろ御説明はございました
けれども、私もはたはた申し上げ
ますように法律的な立場から質問い
たしておるわけでございますから、そ
のような立場からもう一度大臣の御説
明を承りたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 今現行教育委員会法
の一条の目的についてお話がありま
したが、この目的はちつとも違はないの
です。ただこれは教育基本法なりある
いは学校教育法なり社会教育法です
で、この大眼目はきめてあるのだから、
そこで今回はそれは構成法で行政の組
織を規定するものでありますから、こ
ういふ大きな文字を使わないで、今回
の一条のようにいたしたのであります
けれども、教育はいかなる面にお
いても常に教育本来の目的を達する
ためであるといふことはちつとも違
ひありません。それはちつとも改正して
おりません。全然同一であります。

○河野(正)委員 ただいま大臣は、全
然異なつたものではないのだ、私が先
ほど指摘いたしました教育委員会の使命
といふものは、それは言ひまでもなく
明らかな事実であるといふふうなお話
でございますけれども、いやしくも地
方教育行政の組織及び運営に関する法
律といふ別な法律が出て参つたので
ございまして、もし大臣がさうとい
たしますならば、当然その第一条に、
教育委員会の使命といふものをおのず
から明らかにしなければならぬ問題
ではないかと考へます。さういふた
然やらなければならぬことをやらぬ
といふところに、私の疑問が生じて
るわけでございますので、私もはた
だいまの答弁に對しましては、まこと
に不満と言わざるを得ません。これは
ただいまの責任問題に關連いたしま
した具体的な一例ではございますが、
たとへば今度の改正案によりまして
いふと、教育委員の公選制といふもの
が廃止されて、特定の政党を標榜
いたします選挙で選ばれたところ
の、政党性の強い都道府県知事、ある
いは市町村長の任命によつて教育委員
が選ばれるといふことでございます。
ところが現行法の教育委員会法第一
条によりまして、明らかに次のよう
なことが規定されております。「教育
が不当な支配に服することなく、国民全
体に對し直接に責任を負つて行はるべ
きである」かように現行法の第一
条におきまして、その基本的な柱とい
ふのが明示されておるわけございま
す。ところが先ほど申し上げましたよ
うに、今日出て参りましたところの改
正法といふものは、なるほどその法
文の中には、教育委員会といふふうな
名前は残つておるのでございますが、
前には残つておるのでございますが、
でも、教育委員会の使命といふものは
非常にぼかされておる。非常に不明確
にされておる。といふことになりま
すならば、教育委員会といふ名前は残
つておりましたが、その実態といふもの
は、全くあいまいな性格を持つた
ものと云わざるを得ないと思ひので
ございまして、その性格が、あるいは使

といふものが非常にぼかされておる。
これは後ほど私もからいろいろ論及
して参りたいと思ひますけれども、ど
うも中央集権的な色彩が濃厚になる。
しかも教育委員会そのものの使命が明
らかにされておらないといふことにな
りますと、私はきつめて大きな問題を
残して参るものと考へるわけござい
ます。さういふた意味で、教育委員会
といふ名前は残つておるけれども、そ
の実態といふものは、全く私どもが想
像することのできない、きつめて不明
確な教育委員会だといふようなこと
になりますならば、先ほどから私も
いろいろと御指摘申し上げましたよ
うに、今般出て参りましたところのい
ふゆる地方教育行政の組織及び運営に
関する法律案といふものは、現行法と根
本的に内容、本質を異にするといふ
ふうに考へるわけでございます。ただ
いまのは、さういふた一例といたしま
して私が御指摘申し上げたのでござ
います。従つてさういふた実例に基
きて、さらに大臣の御所見を承つて
おきたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 現行の教育委員会法
第一条は、教育基本法に書いてあるこ
とを大部分そのまま繰り返してあるの
です。文字も同じ文字を使つてお
ります。しかし今日から見ると、教育基本
法はあるんですから、もう一ぺん同じ
日本の法律で同じ文字を繰り返すのは
どうか。これは私もいろいろ考へるこ
とじゃなく、むしろ法制局の考へること
なんです。すなわち、この教育委員会
法の上に教育基本法をやはりかぶつて
いるのです。第一条と同じことがか
ぶつていふのです。その証拠を申し
上げました。その証拠には、五十

二条を見て下さい。これで、教育本来の目的達成を阻害する場合は、措置命令ができるのです。第一条の本来の目的を阻害するなどは書いてありませんけれども、本来の目的を阻害するなというところは、教育基本法でちゃんと書いているのです。そこで、教育本来の目的は何だということを読む人は、教育基本法をあげて読むのです。そうすると、人格を養えとか、労働をとりとえとか、あるいは真理を愛せ、自立精神を養え、それからまたあなた御指摘の、国民全部のために教育はあるのだという教育のあり方、不当な勢力に支配されるなというところもあるのです。それを繰り返す必要なしとして、この委員会法の執筆者が書いておりましたけれども、それらのことは、もう寸毫といえども変りません。教育本来の目的を達するために、不当な支配に屈せずやるということが、もう本来のことです。それゆえに、もし変つていけば表題が変つておきます。表題が変つたのは、教育委員会内部のことじゃなくて、教育委員会外のことをだいたい書いておりましたから、教育委員会法じゃ不適当だと思つて、名前を変えておいたのです。教育委員会と文部大臣のことも書いてあるのです。それから学校の教員の任命のことも書いてあるし、恩給のことも書いてあるのです。だから教育委員会法といわないで——元の法律は雑則に書いてあるが、それはよくないので、地方教育行政の組織、運営という名前が適切でありますから——くろろとが見れば名前はどうでもいいけれども、多くの人が見るもので、適切な名前でない人に誤解を与えますから、こういうふうにしたのであります。

○河野(正)委員 ただいま大臣の答弁を承りました。私まことに意外な点が一点ございまして、と申しますのは、法文にいろいろ疑問があるのは、あたかも法制局の責任であるというふうな御答弁があつたと思ひますが、「ノー」と呼ぶ者あり。そう言つたのです。(清瀬國務大臣)それは言わない。と。すくとも本法案を提案されまして以上は、これは大臣が全責任を持つて提案をせらるべき問題だと考えます。ところが、ただいまのように私どもがいろいろ御指摘申し上げるのは、教育といふものが今日の日本の国内においていかに重大なる比重を占めておるか、この問題は、先ほど身党の高村委員からもいろいろ御指摘がございまして、教育の中立性、あるいは教育の中央集権化、こゝろいろいろ問題につきましても、国民大衆が非常に大きな関心を持つております。そこで、そういう国民が非常に重大な関心を持つておる事柄でございまして、でき得べくんば法案においてもきつめてつきりしない、あるいは疑問や疑惑の生じない、そういうものが望ましいというところは当然でございまして、大臣もそういう立場から御提案なさつておると私も確信いたしますけれども、ただいまの御答弁の中で、何かそういう法文上の問題は、法制局の責任であるというふうな御答弁をなさつたことは、私どももいたしませんでした。これは、私どもも慎重に、あるいはまた法案を出されました以上は、法案に対して全責任を持つていただくという態度を堅持していただくと思ひます。

そこで、私はさらに質問を続けて参りたいと思ひますが、ただいままで私がいろいろ御指摘申し上げ、大臣もいろいろ申されましたけれども——これは私も非常に疑惑の点があるわけでもございまして、質問あるいは御指摘するわけでもございまして、それに対して大臣からいろいろ御説明はあつております。法案の不備な点につきましても、教育基本法その他の関連においていろいろ御説明になつておられますけれども、私も私どももいたしましては、先ほどからいろいろ申し上げますように、この法案の中で非常に不明確なものがある、非常に疑惑を生ずるような点があるというところは、これは全く否定することができないと思ひます。ところが結論的には、大臣はこの教育委員会は現行法と何ら本質的には相違するものではないといふふうにおっしゃつておられますけれども、私どもこの改正法案から受け取る印象というのは、これは教育委員会という名前だけを残して、その名前を残すことによつて、どうも政治的な欺瞞性を糊塗されておるといふふうな印象づけられるわけでもございまして、そこで重ねてでございすけれども、大臣の説明の中にもいろいろ疑問を含む点があつたのでございまして、そのような政治的な意図があつたのかどうか、そういう点につきましてもさらに御答弁をお願いしたいと思います。

○清瀬國務大臣 お問ひの前段に、私が責任を法制局になすりつけて、責任を回避したとも言わなければかりのことをおっしゃいますが、私は決してそんなことを言つた覚えはありません。それは上にかぶつておる法律をこへも一べん書くか、前に法律があるんだから、それを利用してその次だけを書くかということとは、むしろ法律技術のことなんだという意味であります。決して責任は回避しません。また法律技術のことでも問うて下さい、何でもお答えいたします。ただあなたの前回の御問ひは、現在の教育委員会と今度の教育委員会とはまるきり違ふものじゃないか、こゝろいふことなんです。二つのものが同一かいなや比較してのこととは、非常にむづかしいことなんです。どが違ふものかといふことなんです。けれども大体おな目標が合えば同じものとみていいじゃないか、こゝろいふのです。人間でも、あなたと私と同じ人間だけれども、それはやっぱり違ふのです。そこで本質論じゃなくして、あなたのおっしゃるのとは、むしろ法律技術の方のことをおっしゃる。本質としてはやっぱり同じ使命を持つておるのだから、同じく合議機関で学校の世話をするという委員会だから、これは同じものじゃないか、こゝろいふことを言つたのでございまして。

それからあなたのお問ひは、いろいろの言葉がございましたが、結局政治的目的を持つておるかどうかということ、最後の含みでありました。その政治という言葉も、これも言葉のニュアンスがあります。これはわが日本民主党が政綱として立てたものでありますから、(自由民主党と言え)と呼ぶ者あり。これは取り消します。自由民主党です。(怒られるぞ)それはどういふことだ「そういう政党があるのか」と呼ぶ者あり)ちよつと待つて下さい。日本民主党の時分にやはり考えたことなんです。私は日本民主党の政務調査会長であつた。そのときに考えたのです。そのときに日本民主党の政策の一つとして考え、自由党と合同をする際に、合同の政策の一つとして算えたものでございまして、その意味においては政治的意味はあるのでございまして。われわれの所屬する党派の、または所屬しておつた党派の政策の一つであるといふことは、政治的意味があるものであります。しかしながら将来この教育委員会を政治的に乗っ取らうとか、政治的に弾圧しようとか、そういう意味の政治的であつたら、ちよつともございせん。

○河野(正)委員 ただいまの御答弁をお聞きいたしますと、前後にきつめて矛盾した点がございまして、と申しますのは、政治的な中立性を堅持しなければならぬといふことが非常に大きな柱として強調されておられますけれども、ただいまの答弁を伺つておきますと、政党としてこの教育行政を支配するといふ意図はないけれども、しかしながら党として強く考えたといふようなことは、少くとも大臣が政治的な中立性を強調せらるる点とは非常に大きな矛盾があるものと私は思ひます。この点大臣はやはり矛盾はないと仰せられますか、一つその点をもう少し明らかにしていただきたいと思います。

○清瀬國務大臣 ちよつともございせん。

○河野(正)委員 ないといふことでございまして、これはもうこれ以上伺ひましてもいたし方がございせんが、私も元ほどこから、ここに出て参りました改正法は単にその表題が變つておるといふことでなくて、内容の上におきましていろいろ本質的な変革が

行われておるといふことは、いろいろと申し上げた通りでございます。ところが大臣は繰返し繰返し自分は改正を行ふ意思にはかならないというふうなことを強調されております。また提案説明を見て参りましたも、現行制度のとるべき点とは、改むべき点は改め、加えるべき事項は加えたと言つておられます。もしそうだといたしますならば、今日まで現行法が数年の間実施されて参りましたその実施の中で、今日まで住民より選ばれたところの地方教育委員の皆様方が、その運営につきましてはいろいろと御苦勞なされたと思ひます。もし大臣が提案説明で申されましたように、改むべき点は改め、加えるべき事項は加えたといひますならば、その改むべき点あるいは加えるべき点というふうなことは、当然今日まで現行法の運営に努力し苦勞して参られましたところの教育委員あるいは教育委員会の意見も十分尊重せらるべきであつた、というよりも、むしろこれは道義的にも私は十分尊重せなければならぬ問題と思ひますのでございますが、この点につきまして大臣はどのような態度をもつて臨んで参られましたか、その点の一つ明快に御説明いたされたい。

それゆゑに地方教育委員会の委員の諸君、またこれらの人が寄つて会を作つておられますが、会の代表者の諸君が私のところへ来て御説明になつたことは、一々敬意を表して聞いております。それからまた書面をちょうだいいたしております。これも敬意を表してみんな読んでおります。一通といふのも読んでいたものはございせん。しかしながらいろいろなかの人の意見も聞いておる。教育委員会の諸君ばかりではなくして、町村長のおっしゃることも聞いております。また代議士諸君のおっしゃることはむろんであります。(社会党の言うことは聞かぬ)と呼ぶ者あり)いろいろと御説を研究して、わが国のためにそれが一番正しいだろう。戦後これだけの年がたつて日本の社会秩序も大へんよくなりまして、また一方政党政治も発達して、二大政党になろうといひたしておる、だんだん進めば、各町村も二大政党に分割されるという情勢も見えております。こういう情勢を見て、やはりこのままではいゝわけには参りません。あなたの方もある村に支部を置かれる、僕の方も支部を置く、そして有力者が半々になるという時分に、選挙をしてどうなりますか。そういうときのことを頭に描いてごらん下さい。公選制はいけませんよ。やはりこの方がよろしい。どうぞ一つよろしくお考え賜りたいと思ひます。

午後一時四十九分開議
○佐藤委員長 休憩前に引き続き會議を再開いたします。
○河野(正)委員 先ほど私は大臣に對しまして、今度出て参りました改正法律について、大臣も御説明いたしたように、現行法のいろいろな欠陥を改めあるいはまた加えるべき事項は加えて参つた、そうであるならば今日まで数年間の長い間、いろいろと現行法の運営について努力され、また御苦勞なされた教育委員会なりあるいはまた教育委員の方々の御意見なり御意思なりを尊重されたかどうかというふうな意味の御質問をいたしたのでございしますが、これに對しまして大臣はちろん全国のいろいろな意見を尊重もするし、あるいはいろいろ出で参つた陳情に對してはいろいろ耳を通して、十二分に尊重したというふうな御答弁をなさつたのでございします。ところがこれは新聞にも出ておることでございますが、先般、全国の教育委員の方々が大臣に對していろいろ意見を具申しようといふふうな強い要望があつたにつぎまして、大臣は、漁業の法律を變えるのに魚屋に相談する必要がある、刑法を變えるのに一々囚人に聞く必要はないといふお話をなさつたように承わつております。もちろんそれは後ほど取り消されたといふことでございしますけれども、しかしながらそういったお考えを持つておられますことは、私は今日まで生きておると考えますが、そういういたしますと、先ほど大臣は私の質問に對しまして、全国のいろいろな人々の意見も尊重し、またいろいろの陳情に對しては全面的に

に目を通して十二分に耳を傾けたといふことでございしますけれども、ただいまのように大臣はきわめて不適當なお言葉を述べたのでございしますが、その点につきまして今日大臣はいかがお考えになつておられますか。また先ほどから申し上げて参りました私の質問に對しては、多少矛盾があると思ひますが、いかがでございますか、大臣の御答弁を承りたい。

○清瀬國務大臣 私も長年国会に席を持たせてもらつておりますが、法案など考へるときには専門家の御意見を十分に聞くべきものであります。同時にまた専門以外の一般の利害關係のない人の意見も聞くことが必要でございします。私の経験によると非常に直接そのことにはまり切つておる人の意見は、詳しく聞いていけれども、あんまり詳しく過ぎて一方に偏しはせぬかと思はれる場合もなきにしもあらずでございします。私はそういう感想を持つております。

今お示しの問答のことは実はこういうことなんです。あの相手の方は、かつて私と同じ政治主張を持たれ、親しい友人なんです。今までもこのことについてはいろいろと、十分に話を聞いておるのですが、夜電話をかけられまして再び繰返し返して言われるので、こちらの感想では、夕食のあとでもありまするし、幾分酒氣でも帯びていられたのではないかと感じたくらいでありました。向うからも元氣な話、私も元氣な話をしたので。そのうちのとえに、あまりおもしろくないといふことがあつたことは事実です。翌日出合ひがしらに、まず私は取り消したのです

が、ばりやをされたのです。私を罵倒されたのです。そこで私は居直つて、それはどういふ意味だと言つて今度は私がさかねじを食つたのです。そこで座が白けてしまひましたから、それではきのうの言葉もきよりの君の言葉も、どつちも相打ちでなかつたことにしよ、昨晩言つたこともなかつたことにしよ、今君の言つたこともなかつたことにして冷静に話を進めよう、こういう話で終つたのでありますから、一たん男子がなかつたことにするといふ約束をいたした以上は、その答へが私に有利であつても不利であつても、その内容を申し上げない方がいゝし、日本人的であると思ひまして、過日参議院でもお尋ねがありました、その答弁は拒んでおります。

○河野(正)委員 ただいま私の質問に對しまして大臣は、事實は認められまされども、しかしそれは個人的な意味であるといふふうな御答弁でございしました。しかしながら私が懸念でございしないことは、たゞい言葉のやりとりというものは、個人的な問題でございまして、刑法を改めるに一々囚人に聞く必要はないといふようなことは、私は単に個人の言葉のやりとりといふふうに考へるわけには参りません。やはりこれは今日現行法に基きます教育委員会あるいはまた教育委員の人々が非常に重大な関心を持つておるわけでございますが、そういう人々の立場あるいは権威を傷つけるものはなほだしい言辭ではなからうかといふふうに考へます。それで大臣は、ただいまのお言葉では、それはお互いに個人的にやりとりしたのだとおっしゃいますけれども、対象となるものはやはり今日の

教育委員会であり、また教育委員の人々である、かように感ずるわけでございます。そういった点を考えまして、大臣はこのような、漁業の法律を作るのに魚屋さんに相談したり、刑法を改めるのに一々囚人に聞く必要はないというふうなお言葉を吐かれたという事は、不禮当である、まことに不謹慎であつた、というふうにはお考えになりませんか。

○清瀬国務大臣 この関係者が寄つて、なかりしことにしたので、何とないのですから、それについては何も申し上げられませんが。

○山崎(純)委員 関連。今お話を承つておられますと、おそれるそのことは全国都道府県教育委員会と文部大臣との面会をさしてくれ、いや、しないというその間のいきさつだと思ひますが、私も多少聞いておることがあるのではありません。今のあなたが相打ちとして、どういふその相打ちの内容は、一体どういふことなんでしょうか。

○清瀬国務大臣 それを申し上げれば御了解することじやと思ひます。日本人同士、友人同士の話だから、あるいはかえつてユーモアだと思つて下さると思ひますけれども、あのときに、お互いしないことにしようと思つたのですから、他人がふちで聞いておつて、こんなことがあつたというなら別ですけれども、私もあの人も、両方の口からはこれは言えません。傍聴者が聞いておつて、かれこれ言えれば別ですけれども、私は言わざる義務を持つております。

○山崎(純)委員 私がそういうことをあなたにお尋ねいたしますことは、かりにも日本の教育が寝るか起きるか

いう大きな問題を中心にして会見をし込んだ、その間のいきさつのことなす。先ほどからお伺ひしてありますと、あなたの言葉の中に、そういう重大なる会見に対して、あなたの表現がまことに上手なといひますか、どうも夕食のあとではあるし、酒気を帯びておつたように思ひます。酒気があつたのであります。たしか今あなたはお言ひになったのであります。こ

ういふ言葉は、何も知らない第三者が聞いておられますと、このくらい厳肅な問題を意図して会見を申し込んでおるという雰囲気は非常にばやかとされてくるのです。それで今あなたが言われた酒気を帯びておつた云々という言葉は、これは私は重大な発言だと思ひます。これは私は重大な発言だと思ひます。万が一酒気を帯びておらなかつたならば、あなたはどうか、一

つ文部大臣世話してくれというやうな問題じゃない。会見を申し込んだという事は、おそれる日本の教育を憂へての会見なんです。しかもあなたのお仕事と最も関係のある全国の都道府県の教育委員会の幹部の連中なんでありす。その間の話のいきさつを文教委員会であつたが報告なさるのに、どうも酒気を帯びておつたというやうな、夕食のあとで云々というやうな言葉が出るという事は、本件に関する質問者の質問の要点というものに對して、あなたはお言葉が上手だと申し上げることはできるかと思ひますが、あまりに私は重大な発言だと思ひますのであります。果してもし酒気を帯びていなかったら、もしそういうことをこの委員会であつたがおつしやつたというのを聞いたならば、また怒るのじやないか

と思ひます。どう思われますか、一体もし酒気を帯びていなかったらどうされますか、発言をお取り消しになりますか。どうなんですか。また事実上酒気を帯びておつたやうな情勢であつたのかどうか、一点お聞かせ願ひたいと思ひます。

○清瀬国務大臣 私がこの委員会へ報告したとおつしやるけれども、私が進んで報告するのじやございませんで、今お聞きがあるからして答へがでるぎりぎりまで答へておるのです。これ以上答へれば信義にそむきます。そのときには同じことを何べんもおつしやつて、しかも言葉のそれとも少し回りにくかつたのです。ほんとうに飲んでおられるかおらぬか、電話ですからわかりはしません。親しい人です。その人の言葉は私はよく知つておる。平生よりちよつとそれつが回らないじやないかと思つたので、そう言つておるので、ほんとうに飲んでおらなかつたら私の耳のあやまちであります。私は思ひましたのであります。日本人は酒を飲んだら管を巻いたことと同じことを言ひますね。あれと同じことです。同じことを言つたのです。

○河野(正)委員 それは大臣の言葉といたしまして、先ほどの山崎委員の全教委の辭職問題でございませぬけれども、何か個人的な問題だといふことでございましておられますけれども、しかしながらそういう考へ方で、そのやうな教育委員会を蔑視したやうなお言葉をお使いになつたことは否定することができないと思ひます。たといそれを取

り消された、あるいは個人的な問題だからお互いに相殺した、もしそうだといたしまして、もういふた考へ方と

いうものは依然として生きておるので、はなからうかといふふうに考へておられます。そういたしますと、大臣が、もし心の底でそういう考へえを持つておられますことは、今日の教育委員会あるいはまた今日の教育委員の方々を蔑視するまことに不禮当な、まことに不謹慎な態度ではないかと思ひます。その点いかがですか。

○清瀬国務大臣 午前中から終戦以後の教育委員会並びに委員の方々が教育のために熱心にやられたことについて、は深甚な敬意を表することを三たびも四たびも繰り返して申しております。私はこれらの人の過去における功勞については敬意を表するのであります。しかしながら世の中は刻々變つていきましますからして、明日の日本のためにどういふ法律が一番いいかはたとい委員の方に敬意を表しても法律の改正はまた別途でございします。

○河野(正)委員 私が申し上げているのは、もしそういう現在の教育委員会あるいは今日教育委員の人々の立場を蔑視した考へ方がもしありとして、そういう蔑視した態度によつて法律の改正をなさるといたしますならば、私も私どもとして当然承するわけには参りませぬ。そこで私が大臣にたびたびお尋ねしておるのは、今日なおそのような教育委員会なりあるいは教育委員の方々を蔑視するやうな考へえを持つておられるかどうか。これは今日の改正案が出来ます以上は、きわめて重大だと思ひます。そういう蔑視した考へ方で改正案を出されるという事は私ども了承できません。今日の大臣の御心境をお伺ひしたいと思ひます。

○清瀬国務大臣 かつて蔑視したことはございませぬし、今日も毛頭蔑視いたしておりません。

○河野(正)委員 そういたしますと、大臣は先ほど私が指摘いたしました言葉は使ひべきでなかつた、そういうことは誤まつておつたといふふうにお考えになつておられるかどうか、お聞きしておきます。

○清瀬国務大臣 それはなかりしことです。ですから、よい悪いの批判以外でございします。

○河野(正)委員 文部大臣は個人的な問題である、あるいは相殺したのだといふことでございしますけれども、しかしもしそういう考へ方といふものは生きておると思ひます。だからそういう考へ方を今日もやはり正しいと思つておられるかどうか、あるいは誤まつておると思われるかどうか、その点を明確に一つ御答へ願ひたい。

○清瀬國務大臣 失礼でございます

が、同じことでございます。すなわち当夜のことはなかりしこと、私もあつたように言わす、向うも言わない、両方とも約束ができておるので、ないものをつかんで価値判断はできません。

○河野(正)委員 大臣は、言われたということは認めておられるわけですか。しかしそれは個人的な言葉のやりとりであるから相殺しようにないかというところで、二人の間で決められたことなんです。しかしそういった考え方は身は残つておると思ひますので、その点は明確になされておいた方がいいと思ひます。

○清瀬國務大臣 あなた方の人生観はどうか知りませんが、私どもの人生観としては相違ない友だちがあれはなかりしことにしようと言つた以上は首が切れても言わないのが当りません。

○河野(正)委員 御承知のように大臣は本会議の席上におきまして、マッカーサー憲法云々についてお取り消しをなされました。しかしながら一方国会外におきましては、依然としてそういう考え方は間違ひでないということとで懲罪動議を出されたことはついに二、三日前の事柄でございます。そこで私が一番心配いたしましたのは、そういった大臣のいわゆる政治的な欺瞞性、こいつは私どもを私どもは非常におそれますし、(法案と関係がないじゃないか)と(呼ぶ者あり)もちろんこれは法案には十分関係がございます。そういった誤った考え方に基きまして、私どもは法律が改正されることを非常に心配するわけでございます。そこで何かこの問答は法案に関係がない

ようなお考えのようでございますけれども、しかしそういった考え方は、ものは少くとも一國の法律を改正いたします場合にはきつてはきつては私には重大な問題と確信いたします。そういった意味でお尋ねいたしておることであります。もう少しはつきり御答弁を願ひたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 同じ問いを繰り返しておられるようでありますが、当夜のことはなかりしものとしてしようということとを兩人とも約束しておるのでございます。男子がこれだけの約束をした以上は、それをあつたときは向うはこう言つた、おれはこう言つたという自慢話などは、すべきものじゃございません。断じてこれについては言及いたさないのが、男の男たるゆゑでございます。

○河野(正)委員 大臣はただいまの答弁につきまして、きわめて痛いとこであると思つてごまかしておられるようでございます。今日までマッカーサー憲法におきまして、非常に物議をかもしておられます。またただいまのきわめて現在の教育委員会なりあるいはまた教育委員を蔑視するやうな言辭を吐かれたこと、こいつはたつた物議をかもするやうなことを言つておられますが、こいつはたつたことに不謹慎な事柄というものは、これは今日の文教の最高の地位にあられた大臣といたしましては——教育基本法第一条には教育の目的といたしまして、教育は人格の完成を目指すとして書いてあります。これは教育基本法第一条でございます。ところが今日まで大臣がとつて参られました態度あるいは言動という

ものは、大臣みずから教育基本法第一条に示された教育というものは人格の完成を目指すものである、こいつはたつた法文を踏みにじつておる、この法律を犯しておられるということをして私は強く感ぜざるを得ないのでございませう。これに對しまして大臣は教育基本法第一条をいかにお考えになりますか。

〔発言する者多し〕

○清瀬國務大臣 ちょっと整理して下さい。不規則発言が多いのでございませう。

私の人格についてあなたはおつしやいました。あなたも重大な御発言をなすつておられます。私がうそをついたんであつたら、それは御非難下さい。私はマッカーサー憲法ということとは、明治の憲法を明治憲法というのと同じ正しい呼称であるということ、昨年の七月私に向つてあなた方が懲罰を出した時分にも説明しておりました。取り消しはしたが、言うたのはほんとだ。そこでヤジがある。言うたのはほんとだ。しかしながらこれは軽蔑の意味ではない。明治憲法に向つて明治憲法と言ひ、マッカーサー時代の憲法をマッカーサー憲法と言ひ、われわれ改正されるまでは、この憲法を尊重する。しかしながら国会の言論は自由だから、言論の自由ということも考えて私を罰するなり無罪にするなりして下さいと言つたら、そうしたら国会は無罪の判決をされた。それで今回また内閣委員会では私の信念いかんとおつしやつたら、私は同じ信念です。そのときにもあれが悪いことだといつて降参すれば、私はうそをつきます。結局信念いかんといつたのに

對して、正しい信念だ、これはすなわち人格を守るゆゑでございます。あなたが私に質問をされるのも、あのときにはこう言つたんだといつて、ここでべらべら私が言つたら、私の友人に対する信義を裏切ります。信念に生き、信義を重んずるものは人格者じゃないとおつしやるのですか。あなたは人格者ということをお考えになつていますか。それを聞きたい。

○河野(正)委員 ただいま大臣の答弁を承ります。まことに開き直つたお答えでございます。まことに開き直つたお答えでございます。マッカーサー憲法にいたしまして、大臣が自分の信念であるから、その所信を貫くというやうな態度をとつて参られます別でございませうけれども、しかしながら、本会議におきましては明らかに訂正されたではないか。あなたがこの言葉は正しいんだ、自分の信念だというやうなことでお貫きになつておれば、これは別でございませう。所信を貫かされておられます。別でございませう。本会議におきましては、ここに野原委員もおられますが、明らかに訂正されておられます。そうしてなお後ほどの委員会におきましては、認められておる。ここに問題があるわけでございます。そこで大臣がもう信念でございます。そして、その信念を貫いておられるならば、私は問題にいたしませんけれども、その信念が貫かれておらない。そこに私は問題があると思ひます。そういう意味では私はこの教育基本法第一条の精神に反する、かように指摘しておるわけでございます。何も開き直る必要はございません。大臣は自

分の所信であつたら所信であつたように、はつきり一つ示していただきた

○清瀬國務大臣 お答えの必要も少いかと思ひますが、去年七月のことは、私はマッカーサー憲法という名前が悪いと言つて取り消したのではないものです。あのときに議場が騒然たるものがあつた。そこで私の所屬している党派の議事進行係が取り消せとおつしやつたので、議事を進行するために私は取り消したのであります。それで翌々日私に向つて懲罰がありました。それから、マッカーサー憲法という言葉は、決して悪いんじゃないんだ。議事進行の便をはかるために取り消したけれども、しかしながら明治時代の憲法を明治憲法といひ、ドイツの憲法をワイマル憲法といひ、それと同じ意味で、決して侮蔑の意味じゃないという私の信念を披瀝して、その上どうか皆さん自由に裁判して下さいと言つたら、それは無罪だとおつしやつた。ど

○辻原委員 関連して。今教育委員会の代表が大臣に會つた問題に對して河野君がただしている中で、大臣から昨年の七月のマッカーサー憲法に對する大臣の失言取り消しの一幕を今伺つたのであります。清瀬國務大臣「失言じゃない」と呼ぶあなたとは旧憲法を稱して明治憲法といひ、またドイツの憲法を稱してワイマル憲法といひ、それと同じやうな意味合ひでマッカーサー憲法と言つたのである。ここマッカーサー憲法といふのは、当時取り消しを要求されて、あなたが取り消しをせられた。そういった理由ではなしに、私は信念としてマッカーサー憲法

うに訂正をされようとせられたのですか。

○清瀬国務大臣 マッカーサー憲法という文字を除くことです。

○辻原委員 除いたのですか。

○清瀬国務大臣 はい。

○佐藤委員長 辻原君、簡単に願います。

○辻原委員 その文字を除かれたら、当然マッカーサー憲法に対する新しい言葉の概念というものを、あなたは考えられなければならぬと思います。マッカーサー憲法に表現されているいろいろな言葉の内容、それを取り消し、あるいは訂正されたのだから、別個な言葉で表現された言葉の方が適当であるとあなたは考えられているわけですか。どういふふうに表現されようとしたのですか。

○清瀬國務大臣　あまり一つの問題に長くなると思いますが、あのときの話はこうであつたのです。やはりこの間と同じように、飛鳥田君から質問があつたわけです。どういふふうな質問かというと、一体この憲法ができたら解散でもするのかということだつた。それは同じ日本の憲法が二つですから、マッカーサー時代のものはマッカーサー憲法、それから今度委員会がこしらへた委員会憲法、この二つが現われたら、どつちがいいかを判断するために、解散をすることあるべしということを私は言おうとしたのです。同じ日本の憲法だから、——ちやうどあなた方社会党が二つあつたと同じことです。マッカーサー時代の日本の憲法と委員会時代の憲法と、それを比較しようというのだから、やはりそれが必要な言葉であつたのです。しかしながら

も本会議場で、しかも自発的に発言する限り、本心でないような発言は軽々にすべきでないと思います。大臣は私の本心でない発言であったのだ、こういうことでありますが、これは今日の文部行政をあずかる文部大臣の政治家としての節操、信念にもつながることでありますから、ここで明確に記録に残すためにも重ねてお尋ねをいたしたいのでありますが、本心でない発言を本会議場でやって、あなたは今日遺憾と思っているのか、いないのか、このような問題を起したあなたは、その責任を一体どのように痛感していらっしゃるのか、承りたいのであります。

○清瀬国務大臣 政治家としては、言葉の表現くらいは人の忠告によって改めるだけの寛容の態度がなければならぬと思います。

○河野（正）委員 大臣は今言葉巧みにごまかされたわけでありましたが、私が申し添えておきたいのは、教育基本法第一条に示されました人格の完成というものは、そういうことではないというふうに思っています。

それでは議事進行もありますから本論に入りますが、文部大臣は、今日まで口を開けば、占領下においてできた制度であるからというのをたびたび言明せられました。ところが今日の現行法が制定されたにつきましては、その以前の日本の教育制度については、いろいろな欠陥があり、いろいろな不備があるといったことで現行法ができたものであるといふし、また当時の関係者と確信いたしましたし、また当時の関係者もあるいはまた当時御審議願いました議員の方々も、そういう意味で現行法を制定されたものと信じてますが、この点大臣はいかがでございますか。

○清瀬國務大臣 現行の教育法規は根本において相当進んだ法律でありまして、悪いとは思っておりません。しかしながら占領解除後いろいろと修正の希望なり世論がございました。これにも耳を傾けていかなければならぬと思います。

○河野(正)委員 もちろん現行法ができてから以前において、いろいろ教育行政あるいは教育制度について欠陥があった、そういったことが前提となつて現行法ができたということは大臣もお認めの通りでございます。そこでこれは今後の質問を継続するについて必要でございますから、さらにもう少し詳しく御答弁願いたいと思います。それにつきましまして、今日列席になっております竹尾政務次官は教育制度に対してきつめて卓越せる識見を持っておられますし、当時この現行法の審議におきましてはいろいろ御審議いただいておりますので、そういった建前で、一つ竹尾政務次官からもあわせて御答弁をわすれまいと思ひます。

○竹尾政府委員 ただいま地教委設置の当時の状況がどうであるかというようなお尋ねだと理解しておりますが、市町村に教育委員会を設置いたしますことは、これは河野委員よく御承知のことと存じますが、昭和二十三年、教育委員会法の制定施行によりまして、市町村にも教育委員会を作らなければならぬ、こういう規定がきまつておつたのでございます。しかし当時いろいろの事情がございまして、都道府県と五大都市に義務設置といたしまして、あと普通の都市並びに町村は任意設置でよろしい、こういうことになりました。

たのですが、そういう考え方は昭和二十五年までこれを延ばそう、そういうことにきめられました。ところが昭和二十五年になりましたと、さらに昭和二十七年十月三十日でございまして、それから、それまでこれを延ばすという臨時の措置が講じられました。昭和二十七年までこれは延ばすということになりまして、ところが、たまたま第三十三国会だと記憶しておりますが、昭和二十七年の第十三通常国会におきましてさらにこれをもう一カ年、つまり昭和二十八年の十月の三十日までこれを延ばしてほしい、こういう意見も出ましたので、そこでこれは国会の内外に相当の議論がございまして、延ばしたらいいか、延ばさない方がよろしいかというところで、実は私どもの当時の自由党の中でも賛否両論に分れました。それから社会党の皆さん方は、市町村の教委設置は二十七年では絶対いけない、一年延ばしたらよろしい、こういう非常に強い意見もございまして、これは国会の内外を問わず非常に大きな問題になったのでございます。ところが私もいたしましては一年延期をせずに市町村にも義務設置をしたい、こういうつもりでございました。ところが昭和二十七年の八月二十八日の午前十一時に国会が解散になりました、自然に地教委は義務設置になった、こういうような事情でございまして、一応お答え申し上げます。

○河野(正)委員 ただいま識見高い竹尾政務次官からいろいろ当時の状況を承りまして、私も今後の審議に非常に大きな参考になると思ひますが、さらにあわせて次の質問を行いたいと思ひます。

それは現行法は、ただいま竹尾政務次官からいろいろとお申し述べいたされましたように二十三年の七月から施行されて参りました。それで今日まで大体八年間になるわけでございますが、この現行法が施行された当時、これは当局も現行法というものが旧来のいろいろな制度の欠陥を是正して、あるいはいろいろな欠陥を除去して、今後教育の民主的な育成あるいは民主的な運営に裨益するところが非常に多いだろうというふうなことがいろいろと強調されて参つたものと考えます。そこで今日は現行法が施行されてから八年、その間現行法のいろいろな利点と申しますか長所といひますか、そういったものが生かされて今日までずっと、あるいは着々と現行法の所期の目的を達してきたというふうに私も考えるわけでございます。そういういたしますと、もちろんこれは今度の改正案と関連いたして参りますからお伺いするわけでございます。私どもは少くとも現行法が今日の八年間に裨益いたしてきたところの実績、あるいは功績というものは非常に甚大なのであるというふうに思ひます。でございますが、このような法案を改正されようといひます大臣は、私どものこのような見方に対してどのような考え方を持っておられまするか、持つて参られましたか、もう一度御迷惑でございますけれども、あわせて政務次官からも御所見を承りたいたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 今竹尾政務次官のお話を受けて、あのときは私は改進黨といひのであったのです。私は改進黨の幹事長でございました。あなたの方の野澤君とも相談をして、どうしようかという話をしてる最中に解散を受けましたのでございまして、改進黨自身は延ばさうかあるいはやろうかといふことは決しないで済んだのであります。今ここに列席されておる町村さん、小川さんなど一緒であつたと思ひます。わが党の態度は未定のうちに解散を受けました。そこで私は、しかしながらこれが実施されました、同じ日本人で選挙しておるので絶対に悪いことは考えません。またあの後に、日本の財政非常に困難な際にも六・三制の学校を作つて、小さい村でも中学校を作る、村長諸君が非常に苦勞されたことはほんとに涙ぐましい状態でございます。けれども子供をたくさん学校にやるということに反対すべきものではなく、今から考えてみたらきつめてよかつたことだと思ひます。けさからも申します通り、過去における教育委員会は地方委員会も県の委員会も、たいへんよくやつて下さつたと思ひます。ただししかしどんないいことでもやはり反面利と害は伴いますので、予算を二本建にしたがために、ある府においては委員会の方と府会の方と争ひの起つたようなこともございまして、それは表面に立たないでも、同様の暗流はあつたのでございまして、それから国民の自発的研究——昔のような詰め込み教育はよくないといふので、自発教育が行われて子供は朗らかになつたのです。しかしながら市町村の教育だけども、教育は国民全体に責任を負ふといふのであります。が、いわんや日本国のような国にはやはり全体的、全体に責任を負う教育をやらなければならぬ。ところが最近

になってみると、公立学校であつて暴力教室的の学校が現れたりして居るのです。あるいは万引が大いにはやつたとか、この間のは公立学校じゃございせん。私立学校でございましてけれども、卒業証書を握つたらもうこれでいいんだといつて翻つて先生を殺したに似た、こういうふうな教育の弊害も現れておるのです。そこで教育の根本、教育の制度、これは一つよく考へてみようという世論が生じたのは一時的の現象じゃないと思ひます。これをまじめに受け取つて、一方においては教育制度の審議会を作り、また教育委員会については今回提案したようなことがいいんだらうと思つてここに提案したわけでございます。この要点は、調和、中立、安定、連係、この四つを私はモットーとしておるのです。調和といふのは市町村自身と委員会との調和、中立といふのは二つの政党の一方が委員会を独占しないように、また安定といふのは一ぺんに任期が来てしまつて、どかつとほかの者がなるといふのではなく順々にやつていくといふようなことで安定にしよう。日本の全国的な教育について及ばずながら文部省がお世話をする、こういうふうな態勢にしたらなよろう、かように考へておるのでございまして。

○竹尾政府委員 大体大臣が御説明申し上げた程度で私からつけ加へる必要もないかと思ひますが、ただいま教育委員会が問題になっておるの、御承知のように都道府県の教育委員会も、もちろんこれに對し御意見があつたのでございまして、この委員会を廃止すべきかどうかといふようなところで問題になりましたのは、御承知のよ

りにいわれる地教委でございまして、この地教委をどうするかという事で問題になりまして、その結果が今度御審議を願うような法案になった、こう私どもは考えております。

そこでまず第一に、ほとんど権限のないような地教委ならやめた方がよろしいんじゃないかというような御意見もございしますが、ただいま大臣のおっしゃられた通り、各機関との調和三年半でございましょうか、私ども地教委をずっと見ておりました、いろいろの欠陥がここに生まれて参りました、まず第一に市町村と教育委員会との財産の関係、予算の関係、そういう点で非常にいざこざが各地に起りました。それから一番困ったのは人事権の行使の点でございまして、こういう点につきましては今度これを改めて、今御審議を願うような形になりましたが、しかし教育の仕事プロパー、それ自体の仕事につきましてはどうしてもこれは市町村にも執行機関としての教育委員会を存置いたしまして、これをやるべきなのが地域社会の教育に貢献するゆえんである、こういうふうに私も考えてたいたいまのような形におきまする法案を提出したような次第でございします。どうぞ御了承願います。

○河野(正)委員 ただいま大臣あるいは次官からそれぞれ御答弁をいただいたわけでございしますが、そういつた答弁を受けて参りますと、大体において現行法の実績あるいは現行法の長所と申しますか、あるいはまた現行法のいろいろな功績、こういうものは認めておられるようでございします。そういういたしますと、そのような現行法においていろいろ美点なり長所なり実績がある

んだ、しかしながら若干不備な点と申しますか、運営上欠陥があるのでその欠陥を是正していきたい。言葉をかえて申しますならば、基本的には今日の現行法の精神を尊重していくというふうな建前をとっておられますものかどううか。その辺をお尋ね申し上げたいと思います。

○河野(正)委員 今大臣の御答弁を承わっておりますと、教育基本法の大原則には変更はない、教育基本法の大原則は尊重していきたいということございしますけれども、後段になりますと道義あるいはまた道徳というふうなものについてはいろいろ問題があるから、臨教審に諮問をしたいというふうな御答弁もあつたようでございします。そういたしますと私が先ほど質問いたしましたように、今日の教育基本法をどこまでも守っていくというこの前提としてこの改正法を出されたか、あるいはまた将来基本法は考

も、しかしこれは教育基本法あるいは教育委員会法にも明記されておりますように、その目的等につきましてはやはり関連があるものと私考えております。そういたしますと最終的にはやはり教育基本法と教育委員会法とは当然関連をもつて考えるべきものであるというふうに私も考えるわけでございします。そういう意味でございしますから先ほどからお尋ね申し上げておるの

あるわけでありまして、そこで私はお尋ね申し上げたいと思つたのでございしますが、しからば教育基本法を将来大臣が考え直してみようというふうなお考えでありますならば、具体的にどのようなお考えをお持ちのか、その点をお尋ね申し上げます。

○河野(正)委員 ところでさらにお尋ね申し上げたいと思つたのですが、現行の教育委員会法というものは教育基本法を一つの基調として制定されたものというふうには私理解いたしておりました。そういういたしますと、今回提案されました改正案というものは、今日の教育基本法を現状のまま守っていくという考

○河野(正)委員 ところでさらにお尋ね申し上げたいと思つたのですが、現行の教育委員会法というものは教育基本法を一つの基調として制定されたものというふうには私理解いたしておりました。そういういたしますと、今回提案されました改正案というものは、今日の教育基本法を現状のまま守っていくという考

○河野(正)委員 ところでさらにお尋ね申し上げたいと思つたのですが、現行の教育委員会法というものは教育基本法を一つの基調として制定されたものというふうには私理解いたしておりました。そういういたしますと、今回提案されました改正案というものは、今日の教育基本法を現状のまま守っていくという考

○河野(正)委員 ところでさらにお尋ね申し上げたいと思つたのですが、現行の教育委員会法というものは教育基本法を一つの基調として制定されたものというふうには私理解いたしておりました。そういういたしますと、今回提案されました改正案というものは、今日の教育基本法を現状のまま守っていくという考

○河野(正)委員 ところでさらにお尋ね申し上げたいと思つたのですが、現行の教育委員会法というものは教育基本法を一つの基調として制定されたものというふうには私理解いたしておりました。そういういたしますと、今回提案されました改正案というものは、今日の教育基本法を現状のまま守っていくという考

○河野(正)委員 ところでさらにお尋ね申し上げたいと思つたのですが、現行の教育委員会法というものは教育基本法を一つの基調として制定されたものというふうには私理解いたしておりました。そういういたしますと、今回提案されました改正案というものは、今日の教育基本法を現状のまま守っていくという考

○河野(正)委員 ところでさらにお尋ね申し上げたいと思つたのですが、現行の教育委員会法というものは教育基本法を一つの基調として制定されたものというふうには私理解いたしておりました。そういういたしますと、今回提案されました改正案というものは、今日の教育基本法を現状のまま守っていくという考

○河野(正)委員 ところでさらにお尋ね申し上げたいと思つたのですが、現行の教育委員会法というものは教育基本法を一つの基調として制定されたものというふうには私理解いたしておりました。そういういたしますと、今回提案されました改正案というものは、今日の教育基本法を現状のまま守っていくという考

よりなことですが、今日の教育委員会法の基本をなすものは教育基本法だというように私も確信いたしますが、そういった点を考えて参りますと、どうも教育委員会法の基本をなす教育基本法といったものを臨教審に諮問するということは、教育の政治的中立性という立場から考えますと、多少問題がありはしないか。そういった場合には、むしろ中立的な機関でございします中教審に、そういったものこそ十分に検討すべき問題ではなからうか。この点は先般臨教審が提案されました委員会におきましてもいろいろ論議されたのでございしますけれども、たまたまこれに関連する問題が出て参りましたので、ここであらためて、御迷惑と思ひますけれども、お答えを願つておきたいと思ひます。

○清瀬国務大臣 臨教審はあなたのおつしやる通り国会議員も入つております。それから学識経験者、これは必ずしも教育経験者ばかりと思つておるのではございせんので、広く国内の大家に入つてもらひまして、厳正公平な態度で、この民族の将来のために道徳基準なり学校のあり方なりをやつてもらはうと思つておるのであります。中教審はなるほど説明等に根本的、基本的という文字を使つてはおりますけれども、やはり今の教育制度ができた時分に、この教育制度を作つた教育刷新委員会においてこれで作る、それを運行してやるのに常設的な中教審を設けるということまでできておるわけです。大体今までの経験でも、教育基本法なり学校教育法の根本について、改革的のことはあまりやつておらないのでございします。これは言葉が非

常にむずかしいのですが、二つの性格は違つておりますから、やはり臨教審では教育の中心である道徳基準から日本の大学のあり方から根本となるものを一つ一ぺん立て直すというところで、建物で言えば増築策のようなことをやつてもらはう、中教審の方は修繕をやつたり掃除をやつたりすることをやつてもらはう、そういうような考えで二つのものを区別して考えておるのであります。

○河野(正)委員 大臣もたゞいま仰せられましたように、教育制度の根本的な立て直しをやるのだ、やる機関が臨教審だというような御答弁でございしますが、そういった根本的な立て直しをやる機関が臨教審であるということになりますと、先ほどから申し上げますように、国会からも政党色を名乗つております国会議員が十名も入るといふようなことになりまして、むしろ臨教審にかけることの方が政治的な中立性を侵す危険性が多分出てくる。根本的な改革をやるのだということになりますならば、むしろ中教審にこういつた問題を検討すべきではなからうかというように私も思はるわけです。大臣が仰せられます根本的な立て直しならば、やはり中立的な機関である中教審ではなからうかと考えるのであります。その点いかがでありますか。

○清瀬国務大臣 教育のことは非常に大切で民族的な問題であります。日本の次代の国民をどう養ふかということについては、あなたの御所属の社会党も、われわれの属しておる自由民主党も、反対した意見はないじゃないか。あるいは進み、あるいは退くという程度においては幾分は違ひますけれども、相反する二律背反のことはなからう、私はかように思つておるのであります。ことに委員の方には、むしろ人の心もつぱでありますけれども、ことに中正穩健なお考えを持つておる方をお願ひし、こう考えております。

○河野(正)委員 ただいま大臣は、もちろん教育を愛し教育の発展を考えるから、国会議員が出て参つても、多少の尺度の差はあつても、大体において同一行動をとれるのではないかと、ふうなお考えもあるようでありまして、けれども、しかしながら少くとも今日の社会通念からいいますと、政党色を名乗つておる、政党色が濃厚であるといふことになりまして、やはり政治的な中立性が侵されやしないだろうかといふふうな疑念といふものが、危惧といふものです。そういったものが起つてくることは当然でございします。そこで、他の法律ならば別でございしますけれども、いやしくも国の基本をなします教育でございしますから、私は多少でもそういった危惧があるならば、多少でも疑念があるならば、そういった点はやはり遠慮すべきではなからうかといふふうに考えるわけではなからうか。中教審にいたしまして、これは中立的な日本の教育制度を審議して、こういふ意欲に燃えてたくさん集まつておられるわけではなからうか、別にあえて臨教審に諮問しないでも、むしろ中教審に諮問した方が、しかもいろいろな、私がたゞいま御指摘申し上げましたような疑念やあるいは疑問もないわけではなからうか、私はむしろそういった点から考えて参りまして、根本を建て直すよりなきわめて重大な問題であるからこそ、そういった中教審に諮問を行ふべきじゃないかといふふうに考えるわけではなからうか。これにつきましては、大臣と私の見解には相違がございしますので、いろいろ議論いたしましても水かけ論でございしますから、さらに質問を發展させていきたいと思ひます。

そこで私どもがたゞいま中教審であれ、あるいはまた臨教審でございしても、そのいずれを選ぶかは別といたしましても、いずれにいたしましても、今後日本の重大な教育制度といふものにメスを入れていく、あるいは改革を加えていくということではなからうか、そういった審議機関がせつかく設けられるのでございしますから、そういった審議機関に十分慎重な審議をしてもらつて、そして今日の教育委員会法の改正案が出てくるというふうになりますならば、私もある程度納得もいたしますけれども、しかしながら大臣は、今日までこれらの機関に諮ることなく、党議優先を唱へてこの法案を出されたわけではなからうか。このような考え方自身が、私はすでに教育の政治的な中立性を侵すものではなからうかといふふうに考えるわけではなからうか、この点いかがでございしますか。

○清瀬国務大臣 しかし、わが国がこういふ民主主義をとつておる以上は、法律を作るところはやっぱり国会で、政党内閣組織しておる国会の議にかけるよりほかに仕方がないのです。時間が許しましたら、なお中教審にももう一度——これは一ぺんかけたのです、もう一度かけてもよかつたのであります。し、何分時間の関係上重ねて中教審にはかけませんでした。ただしか

し、法令審議会には、政府は一ぺん問うております。そのほか私もできるだけ各方面の知識をと思ひまして、いろいろな人の面会にはことごとく応じて、まあこれが大体いいだろうという案を出しておるのです。採決はどうしたつてこれは政党的にするより仕方がございせん。

○河野(正)委員 ただいま私が御指摘申し上げましたように、少くとも教育を政治的な中立として守つていかなければならぬということになりますならば、もちろん法案そのものは国会で審議することではなからうか、しかしながら国会審議に提案いたしまする法案の内容につきましては、私はやはり中教審なり、あるいは近く生まれまします臨教審に諮問されまして、そしてより中正な原案といふものを送付されることが最も妥当ではなかつたらうかといふふうに思つておるわけではなからうか。

〔委員長退席、山崎(始)委員長代理着席〕

そこで私どもは、そういった臨教審なり中教審なりに御諮問にならずに、本法案というものが国会に出てきたというところに、いろいろ大きな疑問を持つておる、疑問を持たざるを得ないというふうなことを御指摘申し上げたわけではなからうか。そこで大臣もさようおつしやるのでございしますけれども、私もさういつた質問といふものは、やはり教育といふものが絶対に政治的な中立を守つていかなければならぬといふような点を極力心配いたしまして、このような質問をやつておるわけではなからうか、おそく大臣もそのような気持で御答弁願つておると思ひますけれども、なお私もいろいろと納得のいかない点でございします。

そこでさらに伺いますが、今日の教育基本法第十条には、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に直接に責任を負って行われるべきものである。」という明文が明記されております。こういった建前から、私も先ほどからいろいろと大臣に御所見を承わっております。そこで、私に重ねてでございます。そこで、大臣に對しまして、この教育基本法第十条に對しまして、この御所見を承わっております。と思ひます。

○清瀬國務大臣 教育基本法第十条は、含義のある大きな原則であります。やはりこれは守りたいと思つております。

○河野(正)委員 守りたいということではなくして、守つていただかなければならぬことは當然でございますが、私もいろいろ今日まで議論の中で心配いたしますことは、もちろん手続上の問題も含んでございますけれども、教育の政治的な中立性が侵されるというやうなことを心配していろいろ議論しておるわけでございますから、もちろん基本法第十条を守つていただかなければならぬというところは當然でございますけれども、この十条の精神を大臣はどのようにお考えになつておるか、その所見をお聞きしたいと思つておるわけでございます。

○清瀬國務大臣 これは世間で教育憲章とも言つてくられ、どの法案も非常に含義の多い文字でございます。しかしながら第一項において、不当な支配に服せず、国民全体に對して直接の責任を負ふといふので、不当な支配をするものができたり、あるいは一種の暴力主義を持つておるものとかいふた

ような、わが憲法の自由主義に反する主張をする不当な支配者ができる、ちやうど、ドイツでヒトラーができたやうなことを書く人は考えたのではなかつたかと思ひます。そういう支配には服さないで、国民全体に對して直接責任を負ふのが、これが教育である、教育全体であります。第二項の、教育行政は、その目的を達するために公平な諸条件を整備すべきである。そこで今度のは、地方教育行政の組織運営でありますから、わけでも第二項のごときは十分にこれを守り、これと調和した法律を作らなければならぬと、かように考へております。

○河野(正)委員 ただいま大臣から教育基本法第十条の精神を承つたわけでございますが、それでは今日の日本の教育の実態あるいは教育委員会の運営と申しますか、そういったものはこの教育基本法第十条というものが、今日の教育制度の中で十二分に実践されておらないというふうにお考えになつておられますか、その辺のお答えをいただきます。

○清瀬國務大臣 現在の教育行政は、ひとり十条のみならず教育基本法に反しておることをみながやつておるとは私は考へておりません。けれどももよりよきものをわれわれは得たいためにここに案を出したわけでありませう。

○河野(正)委員 今日の教育の実態といふものが教育基本法に違反はしておらぬ、しかしさらにその精神を一生かすために改正をやりたいといふやうな御意見であらうというふうに考へます。ところが世間では、今日の日本の教育といふものは一種の偏向教育である——これは民主時代だつたと思

います。がパンフレットも出ております。もちろん今日は自民党でございますからあれは民主だといふやうなことで御解釈になるかも知れませんが、けれども、しかしながら自民党でありましてはやはり教育政策につきましても、そういうものが多分に織り込まれておるだらうというふうに考へます。そういったしますと、今日の日本の教育は多少偏向に陥つておるといふようにお考えになりますか、どうか。

○清瀬國務大臣 全体として偏向しておるといふ考へは持つておりませんけれども、偏向した事例がいろいろいふ現われるのです。京都の旭ヶ丘中学の事件、これは遠慮したいけれども偏向教育と私は認めざるを得ぬと思ひます。この間の大鉄高等学校の暴力ざた、これも暴力主義に偏向しておると私は言わざるを得ぬ。自分が教へてもらつた先生を飛ばして頭をなぐつて、出た鼻血を顔にぬつたといふのです。こんな残忍なことがあつたのです。か、やはりこれはどこかに欠陥があるのです。か、かように考へておる。しかしこれが日本の教育全体の姿とは私は考へておりません。なかなかいい模範学校もたくさんあります。近時私は卒業式に行きますが、りっぱに大学を卒業して世の中に出ておる人はたくさんあるのです。

○河野(正)委員 ただいま大臣から、今日の教育の実情を見て参つておるといふやうな偏向に失した点がないでもないといふやうな御指摘があつたやうでございますが、しかしながら、たとい今日の教育制度、教育委員会法その他のものに若干の欠陥がある、あるいはまたそれが完璧なものであるといふ

りにいたしましたも、やはりそういう法律を運営する上におきましてはいろいろな問題が起つてくるだらうといふふうに考へるわけでございます。言葉をかえて申し上げますと、たとい法律そのものはいかにりっぱなものでございしても、やはり運営におきまして万遺憾なきを期するといふわけには参らないだらうといふふうに考へます。そこで大臣にお尋ね申し上げたいのは、そういった部分的にいろいろな問題があるから、それで日本の教育は多少偏向に失しておる、偏向に失しておるから法律を改正しなければならぬといふやうなことにつきまして、私は多少行き過ぎではなからうかといふふうに考へるわけでございます。そこでどうして今日日本の教育の実情から見て、これではどうにもならぬのだといふことで法律が改正されるということになりますならば、これは私も了承するにやぶさかではございませんけれども、しかしながらほんの一、二の例をとらえて、これではどうにもならぬのだといふことで今日きわめて重大な法律を改正されることにつきまして、私は、私はきわめて大きな問題が残るだらうといふふうに考へますが、その点いかがでございますか。

○清瀬國務大臣 今のお話の前後の、いかに法律を作つても運用が大切といふことは全く同感です。いわんや行政組織及び運営の法律でございますから、一、そのこの運営については注意しなければなりません。

二、三の例で全体を推すのは悪いとおっしゃいます。二、三の例も、深刻によく考へますとどこかに原因はあつたのです。その原因がわかれば——こ

れではならぬといふことになつて改めたのではもうおそいのです。方向がそこに行つておるといふことが二、三、四、五の例でわかりますれば、その原因を除いていい法律を作ることがわれわれの国に對する責任、こう思つておるのです。

○河野(正)委員 その点につきましては、これはおのおの見解の相違でございますから、論争いたしましたしてもいいかと思ひますので、さらに私は教育の政治的中立性といふことに関連いたしました質問を続行したいと思ひます。

今日までいろいろな理由が伝えられておるわけでございますけれども、一体大臣はどのようなお考えで今日の教育委員の公選制を廃止して任命制とせられましたのか、その辺の理由をまずお伺ひしたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 それは先ほど高村さんに申し上げましたが、わが国のたゞいま及び将来の政治情勢の見込みに多分に影響があることなんです。わが国は今よりやく二大政党の仕組みができました。世間もこれをよいこととして賞讃しております。そうしますと、政党組織はだんだんと下部に浸透徹底しなければならぬ。私の方では全国一村に一つ支部を作るつもりです。あなたの方もおそらくはそうなると思ひます。そうすると、村単位に二大政党の組織が浸透していきましますから、そのときに、五人とも教育委員を選挙にかけると、選挙は勝たなければならぬ、一たん候補に立つた以上は全部当選させなければならぬ、こゝろいふことで相互にいきまして、それが成功して——これは例外の場合ですけれども、五人

とも私の党派でとる場合もありまして、五、五人ともあなたの方でとりになる場合もある。ちようど五人までいけなくても、三人くらいは一つの党派でとることはこれは通常です。それで教育委員会をやりましたら、その時分の決議はどうなりますか。いつも一党派に偏した決定ばかりすることになります。それよりも、民主主義は守らなければならぬから、民主主義で選挙しました町村長、町村議員が寄つて、お互いに欲を言ひ、同じ党派から二人以上はとらないでという事で、各党派按分であつても按分でもなくとも、五人のうち三人は同じ党派ではいけないのだといった制限を置いて、相談をして委員会を作ることになれば、その方が中立を保つのに便利だろう、合目的だろう、かような考えからして直接選挙徹底というのをやめてみたのでございます。

○河野(正)委員 先ほどから大臣は今の改正法についてはいろいろな人の全国的な意見も承つて参つた、あるいはまた十二分に国民の方々の意見も尊重してきたというふうなことをおっしゃつたわけでございます。そこで私は、そういう民衆の声、国民の声を聞くという事は、やはり選挙によつて聞くことが一番民主的だと思ふのでございます。もちろん大臣は、もし選挙をすると、極端に言えば特定の政党だけで全部の委員を占めるというふうなことも言われるわけでございますけれども、しかしながらそれは住民の声でございます。住民の結集した声であります。そこでそういう委員会の片寄つた構成ができるというよりなこと、民主主義の建前からいいます

ると、単にそういうことで割り切つて考えるわけには参らぬと私は思ひます。民主主義というものは選挙によつて成長していくんだ。特に国民ひとしく関心を持っております教育に関し、教育委員の選挙を行うということ、これは民主主義の建前から申し上げても、あるいは民主化という建前から申し上げても、私どもはこの方法こそが最善の方策ではなからうかというふうに考へて参つておるわけでございます。ところが大臣は、選挙すると、極端に言うならば一党一派に偏してしまふというふうなことでございまして、しかしながら、たといそういうふうな現象が生れて参りましても、それは住民の声で生まれて参りましたところの構成でございしますから、私は民主主義の原則には反しない、民主主義を侵すものではないというふうに考へるわけでございます。したが、その点いかがでございますか。

○清瀬国務大臣 直接選挙が民主主義に反するとは私言つたんじゃないですよ。直接選挙の方が民主主義かも知れぬ。私の方は幾らか折衷で、選挙選挙というのが民主主義であれば、選挙した者が相談するのですから、こつちは間接になると思ふ。選挙は民主主義であつていいのです。ただあなたの御引用になった基本法第十条を見ますと、教育というものはたとい町村の教育であつても国民全体に対して責任を持たなければならぬ。国民全体に対して、町村の教育だから町村だけだ、社会党が八分通りの村だから社会主義で教育するといふんでは、これは国民全体に責任を持つてえんじやないのです。この村は社会党の委員で社会主義

に近いような教育をする、こつちの村は民主自由党の者が多数當選したから自由主義でやるといつたようなまだら教育ができたらよくないのではありません。やはり中立と同時に国民全体に均斉を得た、全体に対して責任を持つ教育をやつてみようといひますと、情勢が進んだらやはり一昔政友、民政といった時代にはステーションまで二つ作つたことがある政友ステーションと民政ステーションの二つのステーションがあつた。それが教育界に入つたらよくありませんから、一つそこにダムを設けて、一般の町村では、これは両派で争つて議員をこしらへるけれども、できた議員が相談して教育委員会だけはわが党教育委員なんてものは作らないようにする、その工夫がここにあらしてあるんです。私は非常にいい形にしたと思つて自分で喜んでおります。

○河野(正)委員 ただいまの大臣の答弁を承つておきますと、これはかつて臨教審の質問にお答えになつたお言葉と非常に私は矛盾があると思ふのです。と申しますのは、教育委員会におきましては、ただいま大臣が仰せられましたように、一党の委員がすべてのポストを占めると、あたかもそういう特定の政党で教育というものがゆがめられるというふうにお話になりますけれども、私どもが臨教審の中で心配いたしました国会議員の十名につきましては、それはたとえ党色が濃厚であつても、やはり教育という立場を考へるので、中正な意見を出すのだという意見を述べられたわけでありまして、そうしますと、同じ選挙で選ばれました委員、それからまた国会議員、こう

いつた委員の今後の態度というものを何か使い分けて大臣が答弁をされてゐる、こういうふうな印象を強くするわけですね。この辺についてお言葉に矛盾はございませんか。

○清瀬国務大臣 私の考へには矛盾がございません。今度の臨教審を作るにつけても、失礼だが、私の方で今多数とつておりますから、臨教審の委員を自由民主党の国会議員だけで占めるといふ案も作ろうと思つたら作れるのです。ところがそれではいけませんから、国会議員を入れましたも、あなたの党派からも入つていただく、こちらにも入ります。しかもその国会議員は多数でも、政党に属さぬ人にもまだ三十名も入つてもらふという事で、これも一党独裁にはならぬような考へを十分に入れております。今言つた町村会で一党独裁にならぬようなふうに教育委員会を作ろうという考へと、今日の臨教審を私が立案した考へと、考へ底は同じことなんです。

○河野(正)委員 私ども考へますことは、やはり教育の育成あるいは発展という考へを考へますならば、たとい特定の政党がすべての委員会のポストを占めたといひましたとしても、やはり一党派に偏するような教育を阻止する、あるいは政治的な中立性を堅持していかうというふうな考へ方でやろうといひますならば、さつき大臣が仰せられましたように、臨教審における国会議員の十名も、やはりそういうこと、何れも教育委員会に関してはやれないといふふうなことはなるまいと思ふのでございますが、いかがですか。

○清瀬国務大臣 先刻答へたうちに含んでゐるかと思ひます。今度の臨教審について、党派に偏するなどという疑いを国民が持つと、いい案はできません。国会議員からとりましても党派には偏しないようにならうとやつていきたいと思ひます。中教審はあの當時、現在の教育制度をやつていくことについて、おもりのような役をしておる会議でございます。現在の教育制度をまず保持してよく運行する、そのうちに工合の悪いところがあつたら修繕もしようという事で成り立つておりますから、また教育界の大家をおもにわすらわしておるのでございますが、しかしながら今回の臨教審は全部変へるなどという考へてはいはしませんけれども、やはり占領中にできた教育制度でありますから、ややこの根幹に関するもので日本人の好みに応じないところがあるのです。それを直そうとする場合、よほどこれはしつかりした考へでないといけません。わが国の今日の制度では、国会議員はこれはよろしく入れるべきだ、こういうことを考へておる。

○河野(正)委員 きわめて中正な清瀬大臣が市町村長になつたり、あるいは都道府県知事になつたといふことになると、問題はございせんけれども、しかしながら今日の実情というものは、やはり政党を基礎に選ばれたところの都道府県知事あるいは市町村長が大部分でございます。ところがそういう政党色の強い大臣やあるいは市長といふものが、今後の教育委員を任命していくといふことになりまして、私はかえつてこのこと自身が非常に教育委員会そのものに政治的な色彩を強

ても、そういつた明文というものが憲法に規定されているということは、否定することのできない事実でございます。たとえ、ばそういつた点がおかしい、不合理的だといながらも、やはりある以上はそれを守つていかなければならぬ。これはしよつちゅう大臣が仰せられまするように、法治国であります。

する以上は当然のことであろうと思ひます。今日法律の中に不合理な法律、改正してもらいたいような法律がたくさんございます。しかしながら現実には法律がございますならば、われわれはその法律に従つていく、これは当然のことであらうと思ひます。ことに法治國でございます日本におきましては当然の事柄であらうというふうに思ひます。ところがこれは英文を解釈したので

でどうも工合が悪いんだ、そういつた考え方でこのよりな事実を否定していくということが一体いいこととございましょうか、どうぞございましょうか。

○清瀬国務大臣　これよく読んで下さい。すべての公共団体の委員は全部公選にせいとは書いてないのです。法律に定めた委員はと言っておるのです。

すなわち法律に選挙せよということを選定めた以上は、その選挙は直接選挙であるということに十分説めるのです。

○河野(正)委員　その点はまあ水かけ論でございますからさらに進めたいと思いまするが、いずれにいたしまして

も今日の改正法というものが公選制から任命制に切りかえられて、そうして私どもの立場から見て参りますと、

養育の中央集権化というより、なかな心算を多分に生んで参っておるわけでござい
ます。そういたしましたで、たとえばこ

の任命制がとられたために、任命する場合に一つの論功行賞的な事実が生まれたり、あるいは情実的な任命が生じたり、あるいはまた議会の勢力分野によって任命が行われますために、特定政党の独善的な任命に陥ったり、あるいはまた委員会が任命権者でございしますそれぞれの首長の、町村長あるいは都道府県知事、そういったそれ

それの首長の御用機関となる、こう
いったいろんな心配がたくさんあるわ
けです。そういったことが起つてきや
せぬかというような具体的な事実がた
くさん予想されるわけです。そういつ
たことから私も先ほどから公選制が
任命制になるということにつきまして
いろいろ大臣に御所見を承わって参つ
たわけでございますが、私のただいま
申し上げましたようないろんな問題が
ございます。こういった問題が今日の
改正法である程度規制ができるか、自
信を持って規制ができるかどうかとい
うことにつきまして、大臣の御所見を
承わっておきたいと思ひます。

○清瀬國務大臣　同じ党派に属する者は二人より選ばれない、それで一つチェックがあるのです。それからこれは政治の情勢は年々変りまするけれども、今どこの県会でも知事と県会議員全部とが同党ということはいませんので、私どもの方が多い場合もあなたの方が多い場合もございしますが、やはり議会には両派もありまするしいたしまするので、おのおの牽制して、一方同じ党派には二人しか入れられぬぞというチェックがありまする以上は、相談の上適当な、私は教育委員会の中性を保ち得るようにできるだろう、こう思っております。人間界のことです。

ありますから情実も行われることがありましようけれども、やはり道徳的に人格の高潔で教育文化に識見のある者、こゝいうふうに、やっておりまするし、またその上に一ぺん文部省へ持つてこい、こゝいうのですから、あまりのものは批判をされ、事が教育でありますから、いい委員会ができると楽しんでおるのでございます。

○河野(正)委員　今度の改正法が実施されまうといろんな問題が出て参ります。そういつた場合に文部省その他においては規程のめぢやなものについては規制ができる、規制をやる機会があるのだというふうに大臣が仰せられたわけでございます。ところがそういった場合に問題になりますのは規制の仕方でございます。それを強く發揮していただきますと、これこそ政党政配あるいは官僚支配というようにないが非常に強くなつて参ります。そこでその考えというのは私はなかなかむずかしい問題ではなからうかというふうに考えますが、大臣の御答弁もご

ございましたから私お尋ね申し上げますが、市町村教育長を市町村教育委員会の教育委員より選ぶということが今度の改正法の趣旨でございますが、ます市町村の教育長を市町村教育委員会の委員の中から選ぶというふうになりました理由、それから都道府県教育長は文部大臣の承認を必要とするわけであります。そういう規定が生まれた理由、この点は、先ほど申し上げましたいろいろな規制する上におきまして、規制の仕方が強くなりますと政党支配あるいはまた官僚支配というにおいが非常に強くなって参りますので、その点と関連いたしましたして、ただいま

の二点を一つお伺い申し上げたいと思います。

〔山崎(始)委員長代理退席、委員長着席〕

○清瀬国務大臣 前段のこと、すなわち市町村の委員は五人でございますが、何しろ町村といへば小さいものでもございまするし、機構はなるべく簡単がいいのであります。そこで教育委

員会は委員会と申しまするけれども、これは執行機関なんですね。合議機関ではないのです。三人が寄って執行するのが当りまえでありますから、全部執行責任者だが、そのうち一人常勤者、担当者をきめてやればできるのではないか、こういうふうに考えておるのであります。それから承認を得るといふのは、やはり中央で大体その人柄等も拝承しているということが教育の国家水準を保つ上において必要である、こういうことでございます。理由はそれだけです。

○河野(正)委員　ただいまの大臣の御答弁をそのまま受け入れますれば問題

ございませけれども、しかしながら先ほどから申し上げますように、ここで一番問題になりますのは、先ほどの問題でございしますが、政党支配あるいは官僚支配というものを私どもは非常にとおそれます。そういたしますと今日の民主的な教育制度というものが根本的に破壊されるわけでございますから、その点は私どももいたしまして十二分に監視しなければならぬ問題だろうというふうに考えます。

それから時間があまりございませんからさらに具体的に進んで参ります。が、次は予算の面での問題でございす。御承知のように今日までの二本建

制と申しますか、予算の送付権でござ
います。これが今度の改正法ではな
くなりまして。そこで大臣も先ほどか
ら調和、調整ですか、そういうこと
を強調されておりますが、私どもが地
方自治に携わって参りました乏しい経
験から申し上げても、原案送付権を
持つております今日の時代におきま
しても、非常に大きな問題を起して参

おります。福岡県においても最近、目下予算限会を行なっておりますが、予算が二本建、教育委員会案と執行部案と二つ出て参りました。今日の事態におきましてもそういった実情でございます。ところがいいいよ教育委員会の送付権というものが剝奪される、廃止されるということになりますと、送付権を持つております二本建の今日におきましてもいろいろ問題を起してありますが、こういった実情の中で今度予算の送付権が廃止されるということになりますと、私どもが一番心配いたしますことは、教育というものが今後非常に大きな不当な圧迫を受けてくるの

ではなからうか。あるいはまた教育委員会の自主性というものがだんだん踏みにじられていくものではないからうか。そういたしますと、おのずから教育の中立性というものが侵されていく。これは大臣がいかにお考えになりました。今日、現実の問題といたしましては、今日の現行法のもとにおきましても、それぞれの府県におきましては非常に問題を起こしておりますので、今後の改正案におきましては、私どもはさらに重大な問題が起つてくるということに非常に心配しておるわけでございます。そこでその点につきまして大臣の所感を承わっておきたいと思ひます。

○清瀬國務大臣　これはいろいろ考へなければならぬ点でありますが、予算条例はこれは町村議會で十分にやるのであります。町村議會はだれが選んだかといへば、やはり子供を持ち弟を持った有権者が選んでおるのでございます。教育委員を選挙した同じ選挙民であります。その議會が議するのでありますから、自分の子供の行つておる学校に非常

に悪い考えを持つことはよくないと思います。悪いと思ひます。ただしかし村全体のことを考えますから、全体の村行政において教育の持つ重さということを考へるうちに置くであります。教育委員会のように、馬車馬的に教育だけを見る人が見ないで、全体の重さで見るということはそれは幾らか違います。しかしながら教育委員会の方にはこの案の二十九条によつて原案を作るときにはやはり意見を徴するのであります。そこで教育委員会の方の人は十分に町村長に意見を申し出る機会もあるのであります。一つの公法人でありながら二つの予算を出そうというのは不自然

であつたのです。これはアメリカでは村の議会よりも教育委員会の方が先にできたところ、ところが州によつてはあります。そういうところからきておるので、これを日本に移すのには、やはり議会は一つという方がいいんだという信念を私は持つておるのです。

○河野(正)委員　ただいま大臣の答弁を承わつて参りますと、少し現在の実情からは甘いと思います。これは後ほど事務当局から承わりたいと思いますが、今日の実情では、もちろん教育委員会が原案送付権を持つております。持つておりますけれども、大臣は先ほだから今後教育委員会の意見を聴取す

うふふな意図で、ただいまのよるな原案送付権を廃止する、あるいは自治庁

あたりの要請で廃止するといふことが
ことになったのではなからうかという
ふうな考え方も強く持つわけでござい
ます。これは単に文部省独自の考え方

うか、これは私ども今日地方財政を一
番心配しておりますがゆえにお尋ね
するわけでございますが、その辺の

す。
○清瀬國務大臣 この二本立予算の廃止は、自治庁などの注文によつたもの

に考えて、これを公平だという判断を下しましたので、それを私が閣議に持っていった承認を得たものでござい

○緒方政府委員　ただいま大臣から御答弁になった通りでありますして、文部省といったしまして検討しまして、こう
ます。

いうよりな案にいたしましたわけでありま
す。ただ先ほども申し上げましたよう
に、二十九条という条文を設けまし

する事務にかかる部分その他教育に關
します事務について定める議会の議決
を経るべき事件の議案、それを作成す

る場合には、あらかじめ教育委員会の意見を聞かなければならない、こういう規定を入れて、教育委員会の意思がそこに反映いたしまするように配

○河野(正)委員 私どもは地方の実情をある程度知っておりますので、ただいま大臣あるいは事務当局の答弁では

どうも納得いかないわけでございます

す。しかしながら、大臣なり事務当局はやるというふうな考えでございまいしょうが、私も非常に心配をしておりまして、この法案を執行して、ただいま申し上げるような調和というものが完全にできるものかどうか、私もいろいろ心配しております。自信を持ってお考えになっておられるかどうか、その点の一つ承わっておきたいと思ひます。

○清瀬国務大臣 これが通過すれば、また適当な施行政令を出すつもりであります。完全にできるものと思っております。少しも疑いを持っておりません。

○河野(正)委員 大臣ができるというふうにおっしゃいますから、私はそれを信じます。もしそういつたいろいろな事態が起つて参る時におきましては、その責任は当局にあるというふうなことでは理解いたします。

それから、だんだん大詰めにになりましたが、最近の傾向を見て参りますと、どうも独立のために必要であるならば、これは大臣もしよつちゅう使われている言葉であります。そういつた考えから、日本の民主制度というものが非常に犠牲にされつつあるというふうなことが、多々見受けられるわけでございます。しかしながら、日本の真の独立というものは、これは日本の民主主義を維持し、そして発展せしめることによって、ほんとうに日本の独立というものがあり得るというふうにも考えているわけでございます。今日まで、独立のために必要なものは、民主主義というものはある程度犠牲にしてもよろしい、あるいはある

る程度改革してもよろしいというふうな誤まつた考え方から、こいつた道を日本が歩いてきたために太平洋戦争を惹起せしめ、そして日本をついに破局に導いたというところは、すでに御案内の通りでございます。そこで私どもは、大臣が仰せられますように、国を愛すればこそ、われわれはこのような愚をえて再び行なつてはならないと思ひのでございます。そういつた意味で私ども国の制度、あるいは教育については教育委員会法もそうでございますが、こいつた民主的な教育制度というものをあらためて改正していく、修正していくというふうなことにしましては、私はきつめて慎重であらなければならぬというふうに考えております。ところが、まことに残念でございます。独立のために必要ならばと、次々と民主主義が破壊されていく、民主主義が侵されていくといわなければなりません。今回提案されましたところの教育委員会法、これについても、私が先ほどから長い時間をかけて申し上げたように、いろいろと不備あるいは欠陥といふものがたくさんあると思ひます。その一部につきましては、大臣も認められたところでございます。ところが今後——もちろん大臣は十月選挙といふことも盛んに言っておられますし、急を要するといふことも盛んに強調されておりますが、近く中教審、臨教審——中教審は別といたしまして、臨教審が設定されようというふうな法案も提案されております。そこで私は、もちろん急は要するのでございまいしょうけれども、そういつた重要な審議をいたす機関を設けられようとして

いる事態の中に、そう急いでこいつた法案を提案しないでも、私も一歩退きまして、臨教審ができましたならば、臨教審にましますみやかに諮問を要請されまして、そしてこいつた法案を出される慎重さがあつてよかつたのではなからうかというふうに考えます。ところがどうも早急に、ばたばたとこいつた法案だけできましたことは、私もはいささか意外な感じがたすわけでございますが、そういつた点につきまして、それは国際的でも国内的でもけつこうでございます。けれども、政治的背景といふものがなかつたかどうか、その辺の事情を一つ大臣から承わつておきたいと思ひます。

○清瀬国務大臣 午前中もちよつと問題になりましたが、政治的背景とおつしやるけれども、やはりこの法律案自身は、これは私の属する政党内に十分な審議をしたことではあります。しかしながらわれわれの友人は、事いやくも教育に関するところを、党利党略できめようという考えはございません。みんな日本の教育よかれかしと考えているのでございまして。この背後に、何か政治のプレッシャー・グループ、圧迫団体があつたといふふうなことは、一つもございませぬ。あるいは町村長会などのことをおっしゃるのかと思ひますが、意見は聞きましていただいても、町村長におもねるためにやつたものじやございませぬ。それと同じように、教育委員会の方の意見も聞きました。けさちよつと問題があつたような友人同士のいきさつもありましたけれども、やはり委員会側の意見も十分に聞いております。そうして国のためにこれが一番よからう、こいつた考えのほかはありませ

ん。ほんとうに虚心たんかいであります。私は非常に問題があるのではなからうかといふふうに考えております。なおまた今日の現行法というものは、充足いたしましてまだ数年しかたつておりませぬ。しかしながらその数年間にこの現行法というものが非常に大きな実績を残してきた、非常に大きな功績を残したといふことは、大臣もお認めの通りでございます。ところがこいつた制度が今後なお大きく日本の教育の民主化あるいはまた民主的な教育制度に貢献をしていく、そのやさきにこいつた法案の改正をされることは、私もきつめて思ひます。俗に言う朝令暮改といふ言葉がございまして、大臣といつたしましては、こいつた民衆の声、国民の声を尊重されまして、もう一度この法案を考慮直してみようといふ御意思があるのかないのか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○清瀬国務大臣 前申す通りでございます。今この法案を考慮直そうといふことは思つております。

○河野(正)委員 そういたしますと、この法案を強行されるということになりますと不測の事態が起つてくる——くるかぬかにつきましては、これは朝ほど論議されました、水かけ論に終りました。不測の事態が起つてくる、あるいは局部的には起つてくる、いふことが予想されまじやう。この点は大変、一、二の箇所においては云々といふふうな言葉がございまして、が、いずれにいたしましても、こいつた不測の事態が起つてくるというふうなことは、これは教育行政にとりましてきつめて重大な時期でございます。今日

でございますから、たといそれが全国的でなくとも——あるいは全教委の皆さんが全国的にやられるかどうかはわかりません。その点は私どもがやるわけではありませんから、そういったことは別といたしまして、そういった事象が生れてくるという事は、今日のきわめて重大な段階におきましては非常に大きな問題だと考えます。しかしながらそういった意見をいろいろ申しまして、大臣は強行するのだというふうなことでございますが、もしそういった不測の事態が部分的にもせよ起るといふことになりましたならば、非常に大きな不幸といわなければなりません。それは仮定のことだといふふうにおっしゃいますけれども、それまででございますけれども、しかしながら少くとも大臣は、日本の教育を愛し、日本の教育の発展を考えていたかなければならない最高の責任者でございます。たとい全国的でなくとも、部分的であるにいたしまして、そういった事態が起つてくるということにつきましては、仮定の事実といたしまして、これは相當の責任を考へていただかなければなりません。これは先ほどの山崎委員との論議の過程においてもいろいろ尽されたと思ひますけれども、私どもも教育を愛し、国を愛するために、あらためてその点につきまして大臣から御所見を承わつておきたいと思ひます。

○清瀬国務大臣 わが国の教育委員の諸君が集团的に辭職されるなんていうことはないと私はかく信じております。いわんや本朝来の皆さんの御質問によつて、この案の趣意もだんだんよくおわかりになつてきたことと思ひます。これらのことは委員諸君もあるいは間接に御了承下さることと思うのであります。あなたの方のお問ひのうちに、委員諸君が疑念とせられることも多々あつただらうと思ひます。この弁明によつて相當の御理解を賜ふことと思ひますから、かりにも學校をあずかつておる教育委員諸君が——これはほかの委員ではございませぬよ、いやしくも教育に關する委員なのですから、そういう方々がゼネストをやるなんていうことはおそれないとは私は心から信じております。

○河野(正)委員 ただいま大臣から答弁を承わつて参りましたが、私ども全く満足するわけには参りません。しかしながら全教委につきましても今後推移もあることとございしますし、そういった動きを今後十二分にわれわれも監視いたしまして、それに対応いたしまして質疑を続行いたしたいと思ひます。いろいろ細部につきまして質疑したいこともたくさんございしますけれども、時間の制約もございしますから、残余の質問は留保いたしまして、一応今日の質問を終りたいと存じます。

○佐藤委員長 この際辻原委員より参考資料の要求について発言を求められております。これを許します。辻原弘市君。

○辻原委員 非常に重要な法案でありますので、審議の参考に相當量の参考資料を、委員長を通じて文部省に要求いたしたいと思ひますが、さしあつて二つだけ早速一つ御提出をお願いしたいと思ひます。

一つは、教育委員会の制度の発足以來今日に至るまで、この制度につきましては、それぞれ各界あるいは各種団体またはそれぞれの政党におきましても、そのときの事態の変遷の過程において、いろいろな意見が述べられておると思ひます。そういった意見を見をわれわれ十分尊重していかなければならぬ点もあつたので、それらを網羅いたしまして、一つわかりやすく、しかも精細に比較対照いたしまして、そのものを御提出願ひたいと思ひます。

○緒方政府委員 ただいま御要求のありました資料の中で、各政党の意見というお話がございましたが、これはいろいろ調べてみたいと存じますけれども、ちよつと正確を期したい点があるかもしれませんので、あらかじめ御了承を願ひておきます。

○佐藤委員長 他に質疑の通告もございしますが、いふ時間も経過したようでございますので、本日の質疑はこの程度といたします。

○佐藤委員長 この際お諮りいたします。理事であります鈴木義男君が去る十四日委員を辭任されたので、理事が一名欠員となつております。つきましては、その補欠選挙を行ななければなりません。先例により、委員長においてその補欠を指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、辻原弘市君を理事に指名いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

これにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

昭和三十一年三月二十三日印刷

昭和三十一年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局